

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和 3 年 6 月

津山工業高等専門学校

・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。

・（複数チェック■可）と記載のある項目は、該当する箇所に、それぞれチェックを入れること。

・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。

◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、当該ページを印刷した資料（該当資料名、資料番号を記入）及びそのURLを欄中に貼付すること。

なお、観点4-1-④はURLのみ、観点4-3-①は別紙様式のみとすることも可とする。

◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。

（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）

記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。

また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。

・根拠資料のみでは、内容が伝わりにくい場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄もしくは根拠資料内に簡単な補足説明を加えること。

・関係法令の略は次のとおり。

（法）学校教育法、（施）学校教育法施行規則、（設）高等専門学校設置基準

Ⅰ 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	津山工業高等専門学校
2. 所在地	岡山県津山市沼624-1
3. 学科等の構成	総合理工学科 専攻科課程：機械・制御システム工学専攻 電子・情報システム工学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：機械・制御システム工学専攻 電子・情報システム工学専攻 ） J A B E E 認定プログラム（専攻名：機械・制御システム工学専攻 電子・情報システム工学専攻 ） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 (評価実施年度の5月1日現在)	学生数：878人 教員数：専任教員60人 助手数：0人

(2)特徴

津山工業高等専門学校（以下、本校）は、実践的かつ創造的な技術者を養成する高等教育機関として、昭和 38 年に機械工学科 2 学級、電気工学科 1 学級の 2 学科 3 学級として設置された。昭和42年には金属工学科を増設したが、社会の変化により、昭和61年に金属工学科から情報工学科へ、平成3年に機械工学科 1 学級の電子制御工学科へ改組、平成15年に電気工学科から電気電子工学科に名称変更し、4 学科（機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、情報工学科）となった。平成 9 年に機械・制御システム工学専攻及び電子・情報システム工学専攻の 2 専攻からなる専攻科が設置された。

本校では、確かな基礎科学を基盤とした高い専門性を身につけるとともに、分野横断的な融合力を備え、複雑・多様化する科学技術に対して具体的な課題の探求と解決策を提示でき、かつ人間や環境に対してグローバルな視点を有する人間性豊かな人材を育成することを目指している。平成 28 年度入学生から、今までの 4 学科を統合し、「総合理工学科」に改組した。この改組では、既存の専門分野である機械、電気電子、電子制御、情報工学科に生物・化学を含む基礎科学分野を追加して一つの学科「総合理工学科」へ再編・統合しており、異分野融合力とその基盤となる基礎科学をしっかりと学ぶことのできる学科である。

新しい「総合理工学科」は、先進科学系、機械システム系、電気電子システム系、情報システム系の 4 つの専門系を持ち、1 年生はすべて同じ授業を受け、2 年生から専門系へ配属することで異分野融合力とその基盤となる基礎科学を学ぶことができる学科となっている。これまでの本校の卒業生は 7,000 名を超え、産業界や地域社会の様々な分野で活躍し、高い評価を得ているが、この改組により、卒業生の活躍の場がこれまで以上に広がることが期待される。

本校は国際交流やグローバル教育にも力を入れており、中国地区高専学生国際交流支援コンソーシアムの事務局として、また、平成 28 年度から平成 30 年度までの間、グローバル高専事業の中国・四国地区拠点校として、日本人学生の海外派遣や海外学生の受入れなど、海外の協定大学と連携した国際的な研修やグローバル教育に取り組んできた。平成 30 年にはCDIOに加盟し、令和元年度からタイ政府奨学金留学生の 1 年生への受け入れを始めた。本校では既に多くの国から留学生を受け入れているが、低学年から身近で外国人と接することは、異文化理解力やコミュニケーション力の養成につながり、グローバル人材の育成に有効である。また、令和元年度にグローバルエンジニア育成事業（高度育成）に採択され、海外協定校から派遣の教員による英語の授業の計画や海外インターンシップの推進活動に取り組んでいる。

地域の課題解決と技術革新の推進のための取組として、平成 28 年に「つやまイノベーションセンター」を設置し、本校の研究開発力の向上や組織的研究人材育成、地域活性化などを推進している。つやまイノベーションセンターには、メタル、ロボット、ＩＴの３つの研究会が設置されており、地域技術を用いた革新的製品等の研究・開発が行われている。平成 30 年に国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）のジュニアドクター育成熟事業に採択され、地域の小中学生の人材育成にも取り組んでいる。令和元年度より、SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」に関し地域の大学と連携した取組を始めており、令和 2 年度から相互授業を開始している。

本校の技術者教育プログラムは、平成16年に日本技術者教育認定機構（JABEE）認定を取得し、平成 26 年にJABEEによる継続認定を取得しており、本校の技術者教育プログラムは、世界標準を満たしていることが認定されている。なお、本校の「機械・制御システム工学」プログラムは「機械及び関連の工学分野」で、本校の「電子・情報システム工学」プログラムは「電気電子及び関連の工学分野」でJABEE認定を取得している。

II 目的

1. 津山工業高等専門学校の目的

津山工業高等専門学校は、教育基本法にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。（津山工業高等専門学校学則第1条）

2. 教育理念（自律・創造・共生）

確かな基礎科学を基盤とした高い専門性を身につけるとともに、分野横断的な融合力を備え、複雑・多様化する科学技術に対して具体的な課題の探求と解決策を提示でき、かつ人間や環境に対してグローバルな視点を有する人間性豊かな人材を育成する。

3. 学習・教育目標

【準学士課程】（本科）

科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者の養成

- ①教養豊かな実践的人間力の養成
- ②確かな基礎科学の知識修得
- ③基盤となる専門性の深化
- ④分野横断的な融合力の育成
- ⑤グローバルな視点と社会性の養成
- ⑥課題探求・解決能力の育成
- ⑦コミュニケーション力・プレゼンテーション力の育成

【専攻科課程】

専攻科には「機械・制御システム工学専攻」と「電子・情報システム工学専攻」の2つの専攻が設置されている。その教育目標は、「システム思考のできる機械・制御技術者、電気・電子・情報技術者の養成」である。

- ①数学、物理を中心とした自然科学系の科目に関する知識を深め、機械・制御システム工学および電子・情報システム工学に関する基礎学力として応用できる。
- ②下記の専門技術分野の知識を修得し、機械やシステムの設計・製作・運用に活用できる。

機械・制御システム工学専攻：材料と構造、運動と振動、エネルギーと流れ、情報と計測・制御、設計と生産・管理、機械とシステムなどの専門技術分野および数学・物理分野、化学・バイオの技術分野

電子・情報システム工学専攻：電気・電子、情報・制御に関する専門技術分野

- ③特別実験の実践的学習を通じて、専攻分野に関連する知識理解を深化させると同時に、実験を遂行し、データを解析・考察できる。
- ④特別研究を自主的、積極的に探究・推進することにより、技術者として必須の問題発見能力と課題解決能力、すなわち創造的な成果を生み出すデザイン能力、研究能力を身につけるとともに、研究結果を学会などで発表し、他の研究者や技術者との交流を通じて、プレゼンテーションができ、コミュニケーションができる。
- ⑤工学倫理の学習や技術者倫理に関する特別講義の受講を通じて、広く技術者倫理を理解できる。
- ⑥校外実習、先端技術特別講義や学協会への参加を通じて、地域社会との連携を図るとともに、地球的視点からものを見ることの大切さを理解できる。

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準1 教育の内部質保証システム

評価の視点 【重点評価項目】 1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】 観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。 【留意点】 ○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については1-1-④で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規程を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
関係法令 （法）第109条 （施）第166条 （設）第2条 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■ 定めている	◇実施の方針が明示されている規程等	「自己点検及び評価に関する規程」を制定し、自己点検・評価を実施する趣旨及び事項を定めた。	
	資料1-1-1-(1)-01 自己点検及び評価に関する規程	「評価・改善基本方針」を策定し、実施周期、実施方法を明確にし、「継続的改善活動（P D C Aサイクル図）」により、点検評価を行う委員会等の役割分担、責任の所在を明確にした。また、この継続的な改善活動は、外部評価によって検証できる体制とした。	
	資料1-1-1-(1)-02 評価・改善基本方針		
	資料1-1-1-(1)-03 別図 継続的改善活動（P D C Aサイクル図）		
	資料1-1-1-(1)-04 委員会等組織図		
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）	「教育システム点検委員会」により、本校の教育点検システムをチェックし、「法人評価WG」が外部評価の対応を行う。	
	資料1-1-1-(2)-01 教育システム点検委員会規程		
	資料1-1-1-(2)-02 法人評価WG内規		
	資料1-1-1-(1)-03 別図 継続的改善活動（P D C Aサイクル図）		再掲

(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等） 資料1-1-1-(3)-01 点検評価基準 資料1-1-1-(3)-02_点検評価基準及び担当（委員会・係）について（非公表）	学校として新たに「点検評価基準」を策定し、この基準に基づいて津山高専における「具体的な課題・取組」を設定した。この方法により、本校独自の基準となり、継続的改善活動（P D C A サイクル）のうえでも、次年度へ反映しやすい体制とした。 ※令和元年度まで点検評価基準として、不適切である年度計画を活用していたが、令和２年度より新たな点検評価基準を定めた。 議事要旨（P1）と令和２年度第８回運営会議資料（P15-20）	
【重点評価項目】 観点１－１－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。 自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、I R（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、７年以内ごとに実施する機構の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（１－１－①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（１－１－①(3)と関連。）			
関係法令 （法）第109条 （施）第166条 （設）第2条 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料 資料1-1-2-(1)-01_令和２年度自己点検評価報告書（非公表） ◇担当組織、責任体制がわかる資料 資料1-1-1-(1)-03 別図 継続的改善活動（P D C A サイクル図） 資料1-1-1-(3)-02_点検評価基準及び担当（委員会・係）について（非公表）	資料P15-20	再掲
(2) 自己点検・評価を定期的の実施しているか。 ■ 実施している	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。） 令和元年度より、毎年実施しており、「評価・改善基本方針」で毎年実施することを定めた。 資料1-1-1-(1)-02 評価・改善基本方針 資料1-1-2-(2)-01 令和２年度現状と課題（自己点検・評価報告書） ◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。	第２条	再掲

	令和元年度に過去6年間（平成25年度～平成30年度）のデータをもとに現状と課題（自己点検評価報告書）を作成しており、令和元年度分より毎年、作成している。また、令和2年度分から「次年度へ向けての取組」「根拠資料」「教職員からの意見聴取の結果」欄を設けることで根拠となるデータや資料をまとめ次年度へ反映させる仕組みを構築した。		
(3) (2)の結果を公表しているか。	◇公表状況がわかる資料		
■ 公表している	資料1-1-2-(3)-01 本校ホームページ 現状と課題（自己点検・評価報告書）	https://www.tsuyama-ct.ac.jp/gaibuVer4/tenken.html	
	資料1-1-2-(2)-01 令和2年度現状と課題（自己点検・評価報告書）		再掲
	本校ホームページにて公表している。 令和2年度 津山工業高等専門学校の現状と課題（自己点検・評価報告書） 令和元年度以前 津山工業高等専門学校の現状と課題（自己点検・評価報告書）		
【重点評価項目】 観点1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 【留意点】 ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（複数チェック■可）	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）		
■ 教員	資料1-1-3-(1)-01 教職員の意見聴取の資料	現状と課題（自己点検・評価報告書）の作成と共に、自己点検を実施し「次年度に向けての取組」へ反映させるため、教員は系長面談、職員へはFormsにて意見聴取を行った。	
■ 職員	資料1-1-3-(1)-02_授業評価アンケート（非公表）	毎年、在学生に授業評価アンケートを実施している。このアンケート結果から教育改善が行われており、この結果を自己点検にも反映していることから、在学生の意見を反映できていると考えている。	
■ 在学生	資料1-1-3-(1)-03_目標記録簿（非公表）	毎年、在学生に目標記録簿を書いてもらっている。この目標記録簿から教育改善が行われており、この内容を自己点検にも反映していることから、在学生の意見を反映できていると考えている。 ※「目標記録簿」は、資料1-1-1-(1)-03_別図 継続的改善活動（PDCAサイクル図）の「学生指導」の一つであり、学生の意見として集計され、改善活動に活かされる。	

■ 卒業（修了）時の学生 ■ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ■ 保護者 ■ 就職・進学先関係者	資料1-1-3-(1)-04_学習環境に関するアンケート(集計結果)（非公表）	学生の教育・生活環境として整備された教室等の満足度等を把握し、学習環境の改善を検討した。	
	資料1-1-3-(1)-05_令和2年度卒業（修了）時アンケート(集計結果)（非公表）	令和2年度より、卒業・修了する学生にアンケートを以下の目的で実施している。 卒業・修了を迎えられる学生のみなさんの高専への満足度や自分自身の達成感、成長実感を把握することで、より良い教育を提供するための高専の教育改善に活用することを目的とする。この結果を自己点検に反映するため、卒業（修了）時の学生の意見を反映できていると考えている。	
	資料1-1-3-(1)-06_津山高専卒業生（修了生）に対するアンケート（集計結果）（非公表）	卒業生アンケート及び修了生アンケートを実施している。このアンケート結果から教育改善が行われており、この結果を自己点検にも反映していることから、卒業生および修了生の意見を反映できていると考えている。	
	資料1-1-3-(1)-07_令和2年度保護者懇談会アンケート集計結果（非公表）	毎年、保護者懇談会や参観日が実施された後、保護者にアンケートを実施している。このアンケート結果から教育改善が行われており、この結果を自己点検にも反映していることから、保護者の意見を反映できていると考えている。	
	資料1-1-3-(1)-08_津山高専企業向けアンケート（非公表）	令和元年度最後に、企業向けアンケートを実施している。このアンケート結果から教育改善を行い、自己点検に意見を反映できていると考えている。	
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-2-(1)-01_令和2年度自己点検評価報告書（非公表）		再掲
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（複数チェック■可） 【在学生の意見聴取】 ■ 学習環境に関する評価 ■ 学生による授業評価 ■ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ■ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） □ その他 【卒業（修了）時の意見聴取】 ■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-04_学習環境に関するアンケート(集計結果)（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(2)-01_授業評価アンケートの集計結果の分析（非公表）	令和2年度第13回教務委員会において、授業評価アンケートの集計結果の主なポイントとして、分析結果が共有され授業の改善に役立てている。	
	資料1-1-3-(1)-03_目標記録簿（非公表）	進級前に、学生による教育・学習の達成度に関する評価を目標記録簿に記載してもらっており、進級時の意見を聴取できていると考えている。 卒業（修了）前に学生による教育・学習の達成度に関する評価を目標記録簿に記載してもらっており、これにより卒業（修了）時の意見を聴取できていると考えている。	再掲
	資料1-1-3-(1)-05_令和2年度卒業（修了）時アンケート(集計結果)（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(1)-05_令和2年度卒業（修了）時アンケート(集計結果)（非公表）		再掲

☒ 卒業（修了）時の学生による満足度評価 ☐ その他			
【卒業（修了）後の意見聴取】			
☒ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 ☒ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 ☐ その他	資料1-1-3-(2)-02_卒業生アンケートの結果と3つのポリシーについて（非公表）		
【外部評価】			
☒ 外部有識者の検証 ☒ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。） ☐ 設置計画履行状況調査 ☐ その他	資料1-1-3-(2)-03_有識者懇話会の改善表（非公表） 資料1-1-3-(2)-04_JABEE審査結果に伴う自己点検・評価（非公表）	令和元年度津山工業高等専門学校有識者懇話会（隔年開催）を実施し、外部有識者から意見聴取を行った。 平成26年度にJABEE認証を継続しており、特例適用専攻科についても継続的に認定を受けている。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。		

【重点評価項目】 観点1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けようとする組織としての体制が整備され、機能しているか。 【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、J A B E E（日本技術者教育認定機構）によるJ A B E E認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。			
--	--	--	--

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ☒ 整備されている	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等） 資料1-1-1-(1)-02_評価・改善基本方針 資料1-1-1-(1)-03_別図 継続的改善活動（P D C A サイクル図）	第3条	再掲 再掲
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。	◇対応状況がわかる資料		

■ 対応している	資料1-1-4-(2)-01_平成26年度機関別認証評価に伴う改善事項（一覧）	教育システム点検委員会及び法人評価ワーキンググループとして、運営会議を通じて前回の機関別認証評価及び有識者懇話会の意見についてフォローアップを行った。	
	資料1-1-4-(2)-02_平成26年度機関別認証評価に伴う改善事項（根拠資料）（非公表）		
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-2-(1)-01_令和2年度自己点検評価報告書（非公表）		再掲
	資料1-1-3-(2)-02_卒業生アンケートの結果と3つのポリシーについて（非公表）	企業向けアンケート及び卒業生アンケートの結果を踏まえて、系長会議で議論し、卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価として、本校の三つの方針の検証及び改善へ向けた取組みを行った。	再掲
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-3-(2)-03_有識者懇話会の改善表（非公表）		再掲
1－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 1－2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。			
（準学士課程） 観点1－2－① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。			
関係法令 （法）第117条 （施）第165条の2 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	資料1-2-1-(1)-01 ディプロマ・ポリシー	準学士課程全体及び各系ごとに定められており整合性を有している。	
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
	資料1-2-1-(2)-01 理念及び学習・教育目標	「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、ディプロマ・ポリシーの（１）から（７）にある１【人間力】２【基礎学力】３【専門性】４【融合力】５【国際性】６【行動力】７【自己表現力】の表記は、それぞれ学習・教育目標の１から７と結びつけられており整合性を有している。	
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している			
	資料1-2-1-(3)-01_3つのポリシーの見直しについて（非公表）	今回の３つのポリシーの見直しは、ポリシーの根本を見直したものではなく、文言や表現等をよりわかりやすくしたものである。その結果、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等がイメージしやすくなり、内容がより明確に示された。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。） ○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。			
関係法令 （施）第165条の2 （設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可）	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）		
■ 準学士課程全体として定めている	資料1-2-2-(1)-01 カリキュラム・ポリシー	準学士課程全体としてカリキュラム・ポリシーが定められており、ディプロマ・ポリシーと整合性を持ち、本校の学習教育目標を踏まえて明確に定められている。なお、専門性の深化【専門性】については、各系ごとにより詳しくカリキュラム・ポリシーを定めている。	
■ 学科ごとに定めている			
□ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。			
■ 整合性を有している	資料1-2-1-(3)-01_3つのポリシーの見直しについて（非公表）	今回の3つのポリシーの見直しは、ポリシーの根本を見直したものではなく、文言や表現等をよりわかりやすくしたものである。その結果、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの整合性がより明確に示された。	再掲
(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可）	資料1-2-1-(3)-01_3つのポリシーの見直しについて（非公表）	今回の3つのポリシーの見直しにより、カリキュラム・ポリシーは、教育の実施方法及び学習成果の評価方法を追記し、表現等を変えることでより内容が明確に示された。	再掲

■ どのような教育課程を編成するかを示している		カリキュラム・ポリシーに以下の内容が明示されている。 ・教育課程の編成のための方針 ・教育の内容及び教育の実施方法に関する方針 ・学習成果を評価する方法に関する方針	
■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している			
■ 学習成果をどのように評価するかを示している			
□ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点 1－2－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- 【留意点】
- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
 - 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
 - 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。
 - 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。
なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。
 - 「学力の3要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令（法）第57条、第118条（施）第165条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関する ガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている □ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した入学受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-3-(1)-01 アドミッション・ポリシー		
(2)入学受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
	資料1-2-1-(2)-01 理念及び学習・教育目標	アドミッション・ポリシーは、学校の目的や学科の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて策定している。	再掲
(3)入学受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学受入れの基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している		アドミッション・ポリシーに以下の内容が明示されている。 （求める学生像） （入学受入れの基本方針） ・ 本科入学受入れ ・ 帰国子女特別選抜 ・ 本科編入学受入れ	
(4)入学受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
	資料1-2-1-(3)-01 3つのポリシーの見直しについて（非公表）	今回の3つのポリシーの見直しは、ポリシーの根本を見直したものではなく、文言や表現等をよりわかりやすくしたものである。その結果、教育理念について、「教育理念」の表記で省略するのではなく「教育理念そのもの」を表記することで、求める学生像がイメージしやすくなり、より明確に示された。	再掲
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。			

☒ 含まれている		学力の3要素 (1) 【基礎的な知識・技能】 (2) 【思考力・判断力・表現力等の能力】 (3) 【主体性・多様性・協働性】 1. ものづくりに興味があり、地域・社会に貢献したいと考えている人 → (3) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度 2. 理数系・工学等に興味があり、それらの分野の勉強を深めたいと考えている人 → (1) 知識・技能 3. 自らアイデアを出しそれを実現、または他の人と協力して実現したいと考えている人 → (2) 思考力・判断力・表現力等の能力 4. 日本に限らず、世界でも自分の力を発揮したいと考えている人 → (3) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(専攻科課程) 観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ☐ 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 (法)第119条第2項 (施)第165条の2 (設)第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関する ガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ☒ 専攻科課程全体として定めている ☐ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料 資料1-2-4-(1)-01 専攻科ディプロマ・ポリシー		
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。			

■ 整合性を有している	資料1-2-4-(2)-01 専攻科の教育目標	専攻科課程のディプロマ・ポリシーは、専攻科の教育目標等を踏まえて明確に定められており、「何ができるようになるか」が示され、教育目標等と整合性を有している。	
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している	資料1-2-4-(3)-01_専攻科3 ポリシーの見直し	今回の専攻科3 ポリシーの見直しは、ポリシーの根本を見直したものではなく、文言や表現等をよりわかりやすくしたものである。その結果、古い表現の修正及び「探究」という文言が追加され、より明確に示された。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
観点1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性をもち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ 観点1－2－②の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 （施）第165条の2 （設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン （平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている ☐ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料 資料1-2-5-(1)-01 専攻科 カリキュラム・ポリシー		
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している		カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの整合性を有している。	
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している	資料1-2-4-(3)-01_専攻科3 ポリシーの見直し	今回の専攻科3 ポリシーの見直しにより、カリキュラム・ポリシーは、学習成果の評価方法を明確にした。これにより、カリキュラム・ポリシーには、以下の内容が明示されている。 ・教育課程の編成のための方針 ・教育の内容及び教育の実施方法に関する方針 ・学習成果を評価する方法に関する方針	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
1-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。			
観点1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。 【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規程等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）	学校の教育理念及び学習教育目標並びに三つの方針について、卒業生アンケート、企業アンケート及び有識者懇話会の意見により社会の状況等を把握し、適宜点検する体制が整っている。 →継続的改善活動（PDCAサイクル図）	
	資料1-1-1-(1)-03 別図 継続的改善活動（PDCAサイクル図）		再掲
	資料1-3-1-(1)-01_規程等の改正について（非公表）		
	資料1-3-1-(1)-02 教務委員会規程		
	資料1-3-1-(1)-03 専攻科運営規程		
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。	◇点検の実情に関する資料（実績）	卒業生アンケート及び企業アンケートの結果を踏まえ系長会議で意見を集約・分析され、本校の運営会議において、本校の教育理念及び学習教育目標並びに三つの方針について点検を行った。	

■ 点検し、改定している	資料1-1-3-(2)-02_卒業生アンケートの結果と3つのポリシーについて（非公表）		再掲
1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
基準 1			
優れた点			
改善を要する点			

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点			
2－1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。			
観点 2－1－① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】			
○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。			
○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。			
関係法令（法）第116条（設）第4条、第4条の2、第5条、第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料1-2-1-(1)-01_ディプロマ・ポリシー		再掲
	資料2-1-1-(1)-01 津山工業高等専門学校学則	第7条～第7条の2	
	目的に示すとおり、本校の目的を科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者の養成とし、学科で養成する技術者像を定めている。これらの技術者に必要な能力を学科のディプロマ・ポリシーとして定め、各系のディプロマ・ポリシーを定めた。これらに対応する学習・教育目標を達成し、本校の第5学年終了時において、167単位（一般科目75単位以上、専門科目82単位以上）の単位を修得した学生について卒業を認定し、準学士の称号を授与している。		
観点 2－1－② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】			
○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。			
○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。			
関係法令（法）第119条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		

■ 整合性がとれている	資料1-2-4-(1)-01_専攻科ディプロマ・ポリシー	https://www.tsuyama-ct.ac.jp/gakkaVer4/senkou/diploma-policy.html	再掲
	資料2-1-1-(1)-01_津山工業高等専門学校学則	第27条～第29条	再掲
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	専攻科には「機械・制御システム工学専攻」と「電子・情報システム工学専攻」の2つの専攻が設置されている。その教育目標を「システム思考のできる機械・制御技術者、電気・電子・情報技術者の養成」とし、本評価書Ⅱの記載の、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）には、各専攻において修得すべき専門技術分野の知識を掲げ、設定した所定の単位を修得した学生に修了を認めている。各専攻のもつ育成する人材像と共に、学校の目的に沿った構成となっている。		
観点2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。 【留意点】なし。 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
■ 整備している	資料1-1-1-(1)-04_委員会等組織図		再掲
	資料1-3-1-(1)-02_教務委員会規程		再掲
	資料1-3-1-(1)-03_専攻科運営規程		再掲
	資料2-1-3-(1)-01_学生生活委員会規程		
	資料2-1-3-(1)-02_入学試験委員会規程		
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
■ 行っている	資料2-1-3-(2)-01_令和2年度教務委員会議事要旨（非公表）		
	資料2-1-3-(2)-02_令和2年度専攻科運営委員会議事要旨（非公表）		
	資料2-1-3-(2)-03_令和2年度学生生活委員会議事要旨（非公表）		
	資料2-1-3-(2)-04_令和2年度入学試験委員会議事要旨（非公表）		
2-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。			
観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。 【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例1）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。 （例2）目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。 ○ (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。			
関係法令（法）第120条（設）第6条、第7条、第8条、第9条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
	資料2-2-1-(1)-01_様式2-1_高等専門学校現況表		
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【様式2-3】担当教員一覧表等		
	資料2-2-1-(4)-01_様式2-3_担当教員一覧表等（非公表）		
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（複数チェック■可）	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。		

■ 博士の学位 ■ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） ■ 技術資格 ■ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） ■ 海外経験 ■ その他	資料2-2-1-(4)-01_様式2-3_担当教員一覧表等（非公表）	※担当教員一覧表等にある「博士の学位」「技術士」「民間企業等の実務経験」「海外経験」「ネイティブスピーカー」の記載のとおり、専門分野以外にも教員配置について配慮している。	再掲
	・学習教育目標中に「実践的」とあるため → 実務経験を有する教員を配置 ・学習教育目標中に「グローバル」とあるため → ネイティブスピーカーの配置 ・学習教育目標中に「専門性の深化」とあるため → 技術資格のある教員を配置		
◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。			
令和元年度より、タイ政府奨学金留学生として本科1年次への受け入れを開始している。この留学生への対応として、新たに1名ずつ採用した日本語教員と理系分野担当教員、および授業担当教員、タイ留学生受入れ部会とで情報交換しながら、授業や学生指導を進めている。 資料2-2-1-(4)-01_様式2-3_担当教員一覧表等の「その他」にある教員は、タイ政府奨学金留学生のために新たに採用された日本語教員と理系分野担当教員である。			

観点2－2－② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。
（例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令（法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

特例適用認定の審査結果より、各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	◇【様式2－3】担当教員一覧表等		
（リストから選択してください）			

(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。			
(リストから選択してください)			
	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		
(リストから選択してください)			
観点2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。 【留意点】なし。			
関係法令 (設)第6条第6項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ☒ 配慮している	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。） 資料2-2-3-(1)-01_教員定員現員R03（非公表） 資料2-2-3-(1)-02 令和2年度教員公募（准教授、講師、助教） ◆配慮の取組について、資料を基に記述する。 本校の学習教育目標に応じた教育研究活動の活性化を図るため、配慮等適切な措置により、以下のとおり層の厚い教員となっている。 ・人員枠（教授・准教授・講師・助教）に伴い教員の年齢構成はバランスがとれている。 ・性別については、男性職員の割合が多いため、公募において女性を優先している。	教員公募において学位や職位を指定しており、人員枠（教授・准教授・講師・助教）に伴い教員の年齢構成についてもバランスがとれている。	
(2) (1)以外に配慮している措置等はあるか。（複数チェック■可） ☐ 教育経歴 ☐ 実務経験 ☒ 男女比 ☐ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 資料2-2-3-(1)-02 令和2年度教員公募（准教授、講師、助教） ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	評価において同等と認められる場合には、女性を優先的に採用している。	再掲

(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（複数チェック■可）	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
☐ 学位取得に関する支援	資料2-2-3-(3)-01_教員評価に関する申し合わせ（非公表）	「教員評価に関する申し合わせ」の趣旨にあるように、教育研究活動の一層の活性化を図り、教育・研究機関としての質の向上が自律的かつ継続的になされる体制を構築するための仕組みの一つであり、その中に「教員顕彰」「先進教育に関する表彰」の表彰制度がある。	
☐ 任期制の導入	資料2-2-3-(3)-02_国立高等専門学校教員顕彰実施要項（非公表）		
☐ 公募制の導入	資料2-2-3-(3)-03_参考資料01_教員の教育業績等評価（非公表）	教員顕彰の評価項目である	
■ 教員表彰制度の導入	資料2-2-3-(3)-04_先進教育に関する表彰規程		
☐ 企業研修への参加支援	資料2-2-3-(3)-05_先進教育各賞の選考基準に関する申し合わせ		
■ 校長裁量経費等の予算配分	資料2-2-3-(3)-06_校長裁量経費採択一覧		
☐ ゆとりの時間確保策の導入			
☐ サパティカル制度の導入			
☐ 他の教育機関との人事交流			
☐ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
評価の視点			
2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			
観点2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-01_教員評価に関する申し合わせ（非公表）		再掲
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-01_教員評価に関する申し合わせ（非公表）	（評価の運用）第5(1)～(3)に基づき、給与や教員組織の見直し等に活用する。	再掲
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ■ 実施している			
	資料2-3-1-(2)-01_校長面談		
	資料2-3-1-(2)-02_教員顕彰総合評価（非公表）		
	資料2-3-1-(2)-03_先進教育各賞受賞者		
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（複数チェック■可） ■ 給与における措置 □ 研究費配分における措置 □ 教員組織の見直し ■ 表彰 □ その他			
	資料2-3-1-(3)-01_賞与及び昇給の推薦（非公表）	「教員評価に関する申し合わせ」により、評価方法の一つとして「教員顕彰」「先進教育に関する表彰」という表彰制度があり、表彰された功績が賞与及び昇給の推薦に反映されている。	
	資料2-3-1-(3)-02_国立高等専門学校教員顕彰受賞者一覧（非公表）		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。		
	学校による定期的な教員の評価として、毎年、国立高等専門学校機構全体を通じて「教員顕彰」が実施されており、令和2年度は本校教授1名が理事長賞を受賞した。また、本校では「先進教育各賞」として、先進教育に関する各分野で顕著な業績を挙げた者として令和2年度は9名を表彰しており、共に「教員評価に関する申し合わせ」により教員を評価する方法の一つである。これらの「表彰された功績」や「校長面談」、「校務分担」、「学会等による表彰」、「外部資金獲得状況」を校長が総合的に評価し賞与及び昇給の推薦に反映させている。		
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
	資料2-2-3-(3)-01_教員評価に関する申し合わせ（非公表）	第6(1)～(3)	再掲
	◇実施していることがわかる資料		

	資料2-3-1-(4)-01_非常勤講師の教員評価（非公表）	非常勤講師に対する教員評価として、非常勤講師の教育目標の点検表・教育目標計画、授業評価アンケートを実施しており、授業の質に関して確認している。	
観点2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。			
【留意点】 ○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。			
関係法令（設）第11～14条			
親点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■ 定めている	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。） 資料2-3-2-(1)-01 人事委員会規程 資料2-3-2-(1)-02 人事選考委員会規程 資料2-3-2-(1)-03_教員人事の選考基準の申合せ（非公表） 資料2-3-2-(1)-04_教員選考内規（非公表）		
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（複数チェック■可） ■ 模擬授業の実施 ■ 教育歴の確認 ■ 実務経験の確認 ■ 海外経験の確認 ■ 国際的な活動実績の確認 □ その他	◇実施・確認していることがわかる資料 資料2-2-3-(1)-02 令和2年度教員公募（准教授、講師、助教） 資料2-3-2-(1)-04_教員選考内規（非公表） 資料2-3-2-(2)-01_昇任面接（非公表）		再掲 再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。 資料2-2-3-(1)-02 令和2年度教員公募（准教授、講師、助教） 資料2-3-2-(3)-01_（採用）教員選考基準集計表（非公表） 資料2-3-2-(3)-02_（昇任）教員選考基準集計表（非公表） 教員採用は、公募要項にあるように、模擬授業、教育歴、実務経験、海外経験、国際的な活動実績を基に総合的に評価し、選考を実施してきた。昇格人事に関しては、教育研究業績等フォーマットおよび教育・研究活動、抱負を基に総合的に評価し、昇格の人事を実施してきた。		再掲
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		

☐ 定めている	資料2-3-2-(4)-01 非常勤講師の雇用に関する内規		
2－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
評価の視点 2－4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。			
観点2－4－① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。 【留意点】なし。			
関係法令 （設）第17条の4			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ☐ 整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程 資料1-1-1-(1)-04 委員会等組織図 資料2-4-1-(1)-01 企画会議規程 ◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料 資料2-4-1-(1)-02 令和2年度FD研修会	高専機構本部の年度計画において「各国立高等専門学校におけるファカルティ・ディベロップメントを実施するとともに、学校の枠を超えた自主的な活動を推奨する。」とあり、それに基づき、本校企画会議において、年間計画が承認されFD研修会を行っている。 第2条第4号	再掲
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ☐ 実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料 資料2-4-1-(2)-01 令和2年度FD研修会（参加状況） ◇FDに関する報告書等の該当箇所等 資料2-4-1-(2)-02 令和2年度FD研修会報告書		
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。		

■ 結びついている	資料2-4-1-(3)-01_FD研修会アンケート（検証）（非公表） 令和３年度第３回企画会議において、ＦＤ研修会のアンケート結果（過去４年間のＦＤの実施で教育の質の向上や授業の改善に結び付いた事例）を検証した。年間テーマ「総合理工学科の完成に向けて」で議論してきたこともあり、各系を超えた授業科目である「全系横断演習」については、各系による考え方の違いがわかったり、各系を超えた総合理工学科としての卒業研究についてイメージができたなど、ＦＤにより新しい授業科目の準備が進められた。また、遠隔授業に関しては、遠隔授業のノウハウが共有できたなど、FD研修会有意義であり機能していることの確認ができた。 平成２９年度 第２回（「全系横断演習」の実施について） 平成３０年度 第２回（総合理工学科の卒業研究について） 令和２年度 第１回（遠隔授業に関するFD研修） 令和２年度 第２回（遠隔授業に関するFD研修２）		
観点２－４－② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。 【留意点】 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。			
関係法令（法）第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号（設）第7条、第10条、第25条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している	◇【様式２－１】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料		
	資料2-2-1-(1)-01_様式2-1_高等専門学校現況表		再掲
	資料2-4-2-(1)-01_組織図	https://www.tsuyama-ct.ac.jp/gaiyouVer4/soshiki.html	
	資料2-4-2-(1)-02_事務組織規程・事務分掌規程		
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している			
	資料2-2-1-(1)-01_様式2-1_高等専門学校現況表	図書館に図書館司書を配置している。	再掲
観点２－４－③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。 【留意点】 ○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点４－２－⑤で分析するため、ここでは、ＦＤに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。 ＦＤへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料	令和2年度については、人事院中国事務局から開催案内のあった職階別研修や例年係長を参加させていたメンター研修等については積極的に申込を行ったものの、いずれもコロナ対策による参加者数の制限により参加できなかった。また、他の研修についても中止や不開催となったものが多く、オンライン開催の案件のみの参加となった。	
■ 行っている	資料2-4-3-(1)-01 津山高専研修一覧（H30～R2）		
2－4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準2

優れた点			
改善を要する点			

基準 3 学習環境及び学生支援等

評価の視点 3－1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。 また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。			
観点 3－1－① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。 【留意点】 ○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定されている施設のことである。			
関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条の2、(施)第172条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ☒ 確保している	◇【様式 2－1】高等専門学校現況表		
	資料2-2-1-(1)-01_様式2-1_高等専門学校現況表		再掲
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ☒ 確保している			
	資料2-2-1-(1)-01_様式2-1_高等専門学校現況表		再掲
(3) 運動場を設けているか。 ☒ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(3)-01_配置図(沼団地)	資料3-1-1-(3)-01_配置図(沼団地)のとおり校舎と同一敷地内で団地の南側に運動場を設置している。	
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ☒ 備えている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(4)-01_棟別平面図	資料3-1-1-(4)-1_棟別平面図のとおり校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えている。	

(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（複数チェック■可）	◇設置状況がわかる資料		
■ 実験・実習工場	資料3-1-1-(3)-01 配置図(沼田地)	資料3-1-①-(3)-1 配置図(沼田地)のとおり「第1実習工場」及び「第2実習工場」を整備している。	再掲
□ 練習船			
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(6) 自主的学習スペースを設けているか。	◇設置状況がわかる資料		
■ 設けている	資料3-1-1-(6)-01 自主的学習スペースの設置状況	資料3-1-①-(6)-1のとおり図書館に自主的学習スペースを設けている。	
	資料3-1-1-(6)-02 2020年度 津山高専図書館開館予定表	図書館の利用可能時間、曜日は資料3-1-①-(6)-2のとおり。	
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。（複数チェック■可）	◇設置状況がわかる資料		
■ 厚生施設	資料3-1-1-(7)-01 コミュニケーションスペースの設置状況	資料3-1-①-(7)-1のとおり図書館及び寄宿舍地区にコミュニケーションスペースを設けている。	
■ コミュニケーションスペース	資料3-1-1-(7)-02 厚生施設の設置状況		
□ その他	資料3-1-1-(6)-02 2020年度 津山高専図書館開館予定表	図書館の利用可能時間、曜日は資料3-1-①-(6)-02のとおり。	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。	◇安全衛生管理体制がわかる資料		
■ 整備している	資料3-1-1-(8)-01 安全衛生委員会規程		
	◇設備使用に関する規程、設備利用の手引き等		
	資料3-1-1-(8)-02 安全の手引き		

(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■ 機能している	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている実例に関する資料を基に記述する。		
	資料3-1-1-(9)-01 ガイダンス（安全教育）	「安全の手引き」を使用して実習工場や実験実習の1週目に学生に対して安全教育を実施している。	
	資料3-1-1-(9)-02 令和3年度新任教員研修会スケジュール		
	資料3-1-1-(9)-03 安全衛生委員会（R2.産業医による職場巡視）		
	毎年度開催される新任教員研修において、「安全の手引き」を資料として本校の准教授が講習会を行っている。 ・安全の手引きと安全衛生の考え方 ・化学物質の管理について ・廃棄物の処理について ・その他の諸注意 また、学生の実験等で危険を伴う科目については、シラバスにおいて第1回目は、ガイダンスが設定されており、学生全員が安全教育を受講している。		
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■ 行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料		
	資料3-1-1-(10)-01 バリアフリー化の現状	資料3-1-①-(10)-1_バリアフリー化の現状のとおり配慮を行っている。	
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料1-3-1-(1)-02 教務委員会規程	第2条(10)	再掲
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料		
	資料1-1-3-(1)-04_学習環境に関するアンケート(集計結果)（非公表）		再掲
	資料3-1-1-(12)-01 トイレ環境の改善状況		
	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料3-1-1-(12)-01_トイレ環境の改善状況に示すとおり、できるところから改善を始めている。全館的に節水目的で水量を調整していたが、支障のない適量となるように再度調整を行った。また、押しても水が流れないことがあるトイレについては、部品交換を行いトイレ環境を改善している。		

観点３－１－② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。 【留意点】 ○ この観点のＩＣＴ環境とは、無線・有線ＬＡＮやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたＩＣＴ環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点３－２－②で分析すること。 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ＩＣＴ環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）		
	資料3-1-2-(1)-01_ＩＣＴ環境の整備状況がわかる資料		
	資料3-1-2-(1)-02_総合情報センター規程		
	資料3-1-2-(1)-03_演習室利用案内（非公表）		
(2) ＩＣＴ環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ＩＣＴ環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料		
	資料3-1-2-(2)-01_情報セキュリティ管理規程		
	資料3-1-2-(2)-02_情報セキュリティ推進規程		
	資料3-1-2-(2)-03_情報セキュリティ教職員規程		
	資料3-1-2-(2)-04_情報セキュリティ学生規程		
	資料3-1-2-(2)-05_総合情報センター利用細則		
	資料3-1-2-(2)-06_情報セキュリティセミナー通知		
	資料3-1-2-(2)-07_情報セキュリティ研修通知		
(3) ＩＣＴ環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇ＩＣＴ環境の利用状況がわかる資料		
	資料3-1-2-(3)-01_演習室時間割		
	資料3-1-2-(3)-02_演習室利用状況		
	資料3-1-2-(3)-03_ICT環境の利用状況がわかる資料		
	資料3-1-2-(2)-06_情報セキュリティセミナー通知		再掲
	資料3-1-2-(2)-07_情報セキュリティ研修通知		再掲

(4) (3)について学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。	◇体制に関する規程等の資料		
	資料1-3-1-(1)-02_教務委員会規程	教務委員会規程 第2条(10)「教育環境として整備された施設に対する学生への調査・改善に関すること。」により、学生のＩＣＴ環境の満足度についても把握している。	再掲
	資料1-1-3-(1)-04_学習環境に関するアンケート(集計結果) (非公表)		再掲
	資料3-1-2-(1)-02_総合情報センター規程	総合情報センター運営委員会(年2回以上開催)および総合情報センター連絡会(隔週開催)において、構成員からの報告を基に状況を把握し検討を行い、改善につなげる体制が整備されている。	再掲
	資料3-1-2-(4)-01_情報セキュリティ関係科目(シラバス)	1年生と4年生で全員が情報セキュリティの講義を受けている。	
(5) (4)の体制が機能しているか。	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料1-1-3-(1)-04_学習環境に関するアンケート(集計結果) (非公表)		再掲
	資料2-4-1-(1)-02_令和2年度FD研修会	遠隔授業を行うために必要なスキル等について研修会を実施し、ネットワーク利用に不安を感じている教職員の支援を行った。(FD研修会 第1回 第2回)	再掲
	資料3-1-2-(5)-01_改善を行った事例(非公表)	総合情報センターの構成員が中心となって、教育用電子計算機システムを更新するにあたり、各系に所属する教員から意見・要望等を収集し、予算の範囲内でどこまでＩＣＴ環境を改善できるかについて議論し、必要なソフトウェアやスペックについて仕様に反映させている。	

観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【留意点】

- 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的(学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。)に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。
- 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。

関係法令 (設)第25条

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-01 図書館規程		
	資料3-1-3-(1)-02 学校要覧		
	資料3-1-3-(1)-03 図書館配置マップ		
	資料3-1-3-(1)-04_大学・短期大学・高専図書館調査票（非公表）		
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料		
	資料3-1-3-(2)-01_図書館資料収集方針（非公表）		
	資料3-1-3-(2)-02_図書館運営委員会資料（非公表）		
	資料3-1-3-(2)-03 蔵書状況		
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-04_大学・短期大学・高専図書館調査票（非公表）		再掲
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
	資料3-1-3-(4)-01 図書館利用の手引き		
	資料3-1-3-(2)-02_図書館運営委員会資料（非公表）		再掲
3－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点			
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。 また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。			
観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 【留意点】 ○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。 ○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。（複数チェック■可） ■ 学科生 ■ 専攻科生 ■ 編入学生 ■ 留学生 □ 障害のある学生 ■ 社会人学生 □ その他	◇実施状況がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-01 学年始めの行事予定表（平成31年度）	それぞれオリエンテーションを行っており、図書館の利用方法についてもここで説明している。特に編入学生や留学生のオリエンテーションでは、教務主事から学生生活ガイドブックを活用して、編入学生や留学生の不安が解消できるように、特別な授業カリキュラムの説明を行ったり、困った時にどのようにすればいいかを含め、担任との顔合わせを行い、事前に不安な事に対する質問に答えている。また、留学生はチューターとの顔合わせもあり、クラスに合流する前に少しでも環境に慣れもらうためのバックアップを行っている。	
	資料3-1-1-(9)-01 ガイダンス（安全教育）	「安全の手引き」を使用して実習工場や実験実習の1週目に学生に対して安全教育を実施している。	再掲
	資料3-2-1-(1)-02 授業についてのガイダンス（シラバスの見方）	各科目の第1回目の授業においてガイダンスを実施している。	
	資料3-2-1-(1)-03 長期履修学生制度による社会人コース（専攻科募集要項）	専攻科での社会人学生として、長期履修学生制度による社会人コースの入学を希望する場合は、事前審査を行い、個別の対応となります。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点３－２－② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。
- 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（複数チェック■可）	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
■ 担任制・指導教員制の整備	資料3-2-2-(1)-01_令和3年度担任一覧及びキャリアアドバイザー（非公表）	学生との窓口として担任・副担任（４，５年生は副担任はない）を置いている。また、５年生では卒業研究指導教員も相談窓口となっている。	
■ オフィスアワーの整備	資料3-2-2-(1)-02_2020オフィスアワー一覧（非公表）	全教員のオフィスアワーを一覧表として各教室に掲示し、学生に公開している。なお、本校では、オフィスアワー以外の時間も教員の研究室で学生からの相談に随時対応している。	
■ 対面型の相談受付体制の整備	資料3-2-2-(1)-03_学生生活ガイドブック（学生相談）	総合支援センターにおいて、学生相談室やカウンセラー室、学生支援室があり、また、総合支援センター員も配置している。	
□ 電子メールによる相談受付体制の整備			
□ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備			
■ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備	資料3-2-2-(1)-04_電気工事士（シラバス）	電気工事士資格取得のための補講を実施している。	
■ 外国への留学に関する支援体制の整備	資料3-2-2-(1)-05_令和3年度海外研修について	国際交流センターにおいて募集案内および相談を受け付けている。	
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) (1)は、学生に利用されているか。	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料		
■ 利用されている	資料3-2-2-(2)-01_2019（R01）年度オフィスアワー来訪者数集計	オフィスアワー実施結果や総合支援室利用者数等	
	資料3-2-2-(2)-02_国際交流センター相談実績		
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（複数チェック■可）	◇制度がわかる資料		
■ 担任制・指導教員制の導入	資料3-2-2-(1)-01_令和3年度担任一覧及びキャリアアドバイザー（非公表）	学生との窓口として担任・副担任（４，５年生は副担任はない）を置いており、適宜、学生との面談を行っている。	再掲

■ 学生との懇談会 □ 意見投書箱 □ その他	資料3-2-2-(3)-01 令和3年度キャリアアドバイザー実施要領 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	「キャリアアドバイザー制」は、このために全教員が関わって新入生全員に個別の相談に応じることのできる手段として、平成21年度より導入された懇談会である。キャリアアドバイザーは、教科・担任等の関係者としてではなく、人生の先輩として、あるいは学校・社会をよく理解している個人として、学生に助言する存在である。	
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料 資料3-2-2-(4)-01_キャリアアドバイザー制（アンケート結果）（非公表）	アンケートの結果、キャリアアドバイザー制について、来年度の継続を支持する学生が7割を超え、2年生になっても相談に行く可能性のある学生は過半数を超えている。	
観点3－2－③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 【留意点】 ○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。			
関係法令 教育基本法第4条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7～11条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料 資料1-3-1-(1)-02 教務委員会規程	第2条(8)	再掲

(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-01 令和3年度寮務委員会役割分担	寮務委員から2名を留学生担当として配置し、留学生に対する指導や相談を行っている。	
	資料3-2-3-(2)-02 留学生チューターの手引き	編入学する留学生に対して2年間チューターを配置し、生活面や学習面での支援を行っている。	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-03 令和3年度留学生チューター一覧	3年次に編入学する留学生に対してチューターを配置している。	
	資料3-2-3-(2)-04 留学生を対象とする生活安全講習会	津山警察署に協力いただき、留学生に対する生活安全講習会を開催している。	
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備していない	◇整備状況がわかる資料		
	資料1-3-1-(1)-02 教務委員会規程	第2条(9)	再掲
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料		
	資料3-2-3-(4)-01 編入学生オリエンテーション実施要項		
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	資料3-2-3-(4)-02 入学前課題（共通）		
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
	資料3-2-3-(4)-03 先進科学総論（シラバス）	普通科高校からの第4年次編入学生が入学後の専門科目の学習に支障を来さない学力を身につけることを目的にした科目である。	
	資料3-2-3-(4)-04 機械システム総論（シラバス）		
	資料3-2-3-(4)-05 電気電子システム総論（シラバス）		
	資料3-2-3-(4)-06 情報システム総論（シラバス）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(4)-07 令和2年度留学生・編入学生オリエンテーション		

(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料1-3-1-(1)-03 専攻科運営規程	第4条(5)	再掲
	資料3-2-3-(5)-01 専攻科の授業科目の履修等に関する規程	第13条、第14条	
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-03 長期履修学生制度による社会人コース（専攻科募集要項）	専攻科での社会人学生として、長期履修学生制度による社会人コースの入学を希望する場合は、事前審査を行い、個別の対応となります。	再掲
	資料3-2-3-(6)-01 工学総論Ⅰ及びⅡ（シラバス）	専攻科1年の選択科目「工学総論Ⅰ」「工学総論Ⅱ」において、本校の専攻科生として不足している基礎を習得することができる。	
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）	現在、社会人学生はいないが、専攻科の学生一人に対して1台のPCを研究室に準備できるように、満額ではないが予算的にも配慮されており、Microsoft 365を活用した学習相談の環境が整っている。そのため、社会人学生の入学があった場合も同様に学習相談の制度（環境）の一つとして有効活用したい。	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(6)-02 研究室のPCの整備状況		
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01 総合支援センター規程	2019年4月の総合支援センター運営会議で、配慮申請書の書式と、合理的配慮の提供プロセスが決定された。	
	資料3-2-3-(7)-02_総合支援センターについて（令和3年度第1回教員会議資料）（非公表）		

(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01_学習に関する困りごとへの支援の流れ	障害のある学生支援については、学生支援室にて、特別支援コーディネータが定期的な面談を行って、困りごとの相談に対応している。	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-02_面談記録（非公表）		
	資料3-2-3-(8)-03_障害をもった学生への支援（支援物品購入）（非公表）		
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(9)-01_総合支援センターＨＰ	高専機構が定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に準じて、配慮申請書の書式と、合理的配慮の提供プロセスが決められており、それに従い対応を行っている。	
	資料3-2-3-(9)-02_高専機構本部ＨＰ（対応要領）		
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■ 行っていない	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		
観点３－２－④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 【留意点】なし。 関係法令（法）第12条 学校保健安全法第8条、第13条 いじめ防止対策推進法第35条 観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（複数チェック■可） ☒ 学生相談室 ☐ 保健センター ☒ 相談員やカウンセラーの配置 ☒ ハラスメント等の相談体制 ☒ 学生に対する相談の案内等 ☒ 奨学金 ☒ 授業料減免 ☐ 特待生 ☐ 緊急時の貸与等の制度 ☒ いじめの防止・早期発見・対処等の体制 ☐ その他	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）		
	資料3-2-3-(7)-01_総合支援センター規程		再掲
	資料3-2-4-(1)-01_校務分担・各種委員会委員名簿（非公開）	学生相談室にインターカーを1名（14:00-17:00）、学生支援室に特別支援コーディネータを1名（14:00-18:00）、カウンセラー室にカウンセラーを1名（15:00-17:00／月2回）、保健室に看護師2名を配置し、相談内容に対して適切な部屋で対応を行っている。また、いじめやハラスメント等の事案については、主事、担任、関係教員を集め全学的な体制で対応するシステムとなっている。	
	資料3-2-4-(1)-02_ハラスメントの防止等に関する規程		
	資料3-2-2-(1)-03_学生生活ガイドブック（学生相談）		再掲
	資料3-2-4-(1)-03_経済支援の制度について		
	資料3-2-4-(1)-04_いじめ防止等基本計画		
	資料3-2-4-(1)-05_早期発見・事案対処マニュアル		
	資料3-2-4-(1)-06_いじめ防止等対策委員会規程		
	資料3-2-4-(1)-07_いじめ防止等対策委員会（非公表）		
	資料3-2-4-(1)-08_いじめ防止プログラム（年間スケジュール）		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。 ☒ 実施している	◇各取組の実施状況がわかる資料	4月から6月にかけて健康診断を実施し、いじめや自殺予防を含むメンタルヘルスチェックは5月と10月に実施、その他、性教育関連の講演会等も行っている。	
	資料3-2-4-(2)-01_定期健康診断		
	資料3-2-4-(2)-02_困り感アンケート	メンタルヘルスチェックのアンケートを実施している。	
	資料3-2-4-(2)-03_性教育講座	1年生を対象に性教育講座を実施している。	
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ☒ 利用されている	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料	学生課において、適切な時期に授業免除や給付型奨学金をアナウンスしており、必要な学生はそれらを利用してくれている。	
	資料3-2-4-(3)-01_保健室への相談件数（非公表）		
	◇奨学金等の利用状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(1)-03_経済支援の制度について		再掲

観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。
また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。
- 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。
- 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料	キャリア教育委員会が主体となって、教務委員会、各学年の担任で構成する担任団と連携し、工場見学、OBによる講演会、大学編入が決まった学生による後輩への進学指導、企業説明会等を行っている。	
■ 整備している	資料3-2-5-(1)-01_キャリア教育委員会規程		
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（複数チェック■可）	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料	就職や進学等の進路指導については、本校作成の「就職・進学ガイドブック」（準備と心得）を用いて、指導を行っている。1年生のキャリア教育については、令和元年から、前年で使用していた教材である「みらい」が実態にそぐわなくなってきたので5年生による1年生に対するアドバイスという形で、進路講演会を行っている。 就職については、津山圏域の企業による合同説明会や就職ガイダンスを実施している。SPI模擬試験も行っている。 進学については、進学ガイダンス、各系の卒業生を講師とした講演会を開催している。 インターンシップも単位修得ができる科目を設定して積極的な体験を促している。 外国留学については、国際交流センターと連携して、その支援を行っている。また、単位修得ができる科目も設定して積極的な体験を促している。	
■ キャリア教育に関する研修会・講演会の実施	資料3-2-5-(2)-01_進路支援関係行事一覧	キャリア教育委員会主導で実施している進路支援関係行事の年間計画一覧	
■ 進路指導用マニュアルの作成	資料3-2-5-(2)-02_1年生キャリア教育	1年生担任団が主催し、就職・進学活動を終えた5年生からの講演により、1年生のうちから自分の将来を見据えた学習・生活設計を行っていけるようになるために毎年実施している。	
■ 進路指導ガイダンスの実施	資料3-2-5-(2)-03_4年生校外教育（工場見学等）	学校を離れて企業等を見学し、各自の将来・進路を考えるために実施している。	
□ 進路指導室	資料3-2-5-(2)-04_就職・進学ガイドブック（非公表）	進学・就職活動を開始する5年生に配付する。必要書類の申請方法や先輩の体験談を掲載している。	
	資料3-2-5-(2)-05_会社訪問結果報告書	各系ごとに就職実績のある企業、新規開拓したい企業を計画立てて訪問して、情報収集する。	

■ 進路先（企業）訪問 ■ 進学・就職に関する説明会 □ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 □ 資格取得による単位修得の認定 ■ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 □ その他	資料3-2-5-(2)-06_就職ガイダンス実施要項	就職・進学を控えた本科３・４年生、専攻科１年生を対象に、外部講師を招いての講演や先輩の講演等を行って今後の活動の参考にする。	
	資料3-2-5-(2)-07_進学ガイダンス実施要項		
	資料3-2-5-(2)-08_国際交流・地域貢献実施規程	国際交流活動を計画・実施・評価の流れで単位化することを定めて、国際交流や地域貢献への参加を促している。	
	資料3-2-5-(2)-09_交流協定書	交流協定を締結し双方に有益な交流とするための基盤を作っている。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (2)の取組が機能しているか。 ■ 機能している	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料	上記備考欄に書いた通り、 本件の取り組みは有意義に機能している。	
	資料3-2-5-(2)-02_1年生キャリア教育		再掲
	資料3-2-5-(3)-01_最近のできごと（４年生校外教育）		
	資料3-2-5-(2)-05_会社訪問結果報告書		再掲
	資料3-2-5-(3)-02_就職・進学ガイダンス参加者数		
	資料3-2-5-(3)-03_単位修得者（国際交流科目）（非公表）		
観点３－２－⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料 資料3-2-6-(1)-01_学生準則 資料2-1-3-(1)-01_学生生活委員会規程 資料3-2-6-(1)-02_学生生活ガイドブック（課外活動） 資料3-2-6-(1)-03_ロボコン支援室規程	・課外活動については学生生活委員会が責任委員会となる。課外活動全体の統括責任者は学生主事であるが、実際の活動については運動局および文化局にそれぞれ担当主事補および委員を配置して対応している。 ・各種ロボコン競技についてはロボコン支援室を設置し校長が所掌する。 ・課外活動指導員と課外活動巡視員の雇用については総務課で、勤務管理については学生課が所掌する。 ・新型コロナウイルス感染症の具体的な対策については各部指導教員が対策案を作成し危機管理室会議が承認する手続きを取った。参加者の把握、活動時間中の立ち会いを徹底するなどしている。	
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ■ なっている	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料 資料3-2-6-(1)-01_学生準則 資料2-1-3-(1)-01_学生生活委員会規程 資料2-1-3-(2)-03_令和2年度学生生活委員会議事要旨（非公表）	第26条 第1回、第4回、臨時第1回	再掲 再掲 再掲
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料 資料2-1-3-(2)-03_令和2年度学生生活委員会議事要旨（非公表） 資料3-2-6-(3)-01_課外活動指導教員名簿（R2）（非公表） 資料3-2-6-(3)-02_学外コーチ名簿（R2）（非公表） 資料3-2-6-(3)-03_ロボコン支援室設置状況 資料3-2-6-(3)-04_課外活動指導員：勤務カレンダー（非公表） 資料3-2-6-(3)-05_課外活動指導員：引率（非公表）	・運動部については必ず3名以上の顧問を配置するようにし、その中でも引率が多い競技や男女でルールが異なる競技の部については4～5名を割り当てている。 ・ロボコンについてはロボコン支援室を設置し、顧問とは別の校務として教員を配置することで学校として支援できる体制を整えている。 ・課外活動指導員（3名）を雇用し、通常の練習や休日の引率を依頼している。また、課外活動巡視員（2名）を雇用し、活動場所を巡視し学生の様子を観察するとともにグラウンド周辺の整備を行っている。 ・外部コーチ（15名）には謝金を支払い、顧問のサポートをお願いしている。 ・顧問あるいは部長に対しては、年間数回の会議（リーダー研修会、課外活動顧問会議、課外活動存続会議など）を開催することで、各部・同好会等の課題や要望を把握するようにしている。	再掲

	資料3-2-6-(3)-06_課外活動巡視員：日報（非公表）		
	資料3-2-6-(3)-07_学外コーチ謝金支給時間数一覧（非公表）		
	資料3-2-6-(3)-08_予算要求書（課外活動指導員・巡視員）（非公表）		
	資料3-2-6-(3)-09_令和2年度課外活動指導教員会議議事要旨（非公表）		
観点3－2－⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料	女子寮，男子寮とも整備し，留学生も受け入れている。	
	資料3-2-7-(1)-01_津山高専 HP 北辰寮概要	https://www.tsuyama-ct.ac.jp/hokushinryouVer4/gaiyou.html	
(2) 生活の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）	浴室，食堂，補食室，談話室，洗濯場など，生活に必要な環境を整備して運用している。	
	資料3-2-7-(2)-01_生活支援の内容がわかる資料（建物配置図）		
	資料3-2-7-(2)-02_生活支援・学習支援の内容がわかる資料（日課表）		
(3) 勉学の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）	学習を促すために学習時間を設定し，さらに学習のコアタイムとして一斉学習時間も設定している。一斉学習時間には，上級生が1年生に勉強を教える寮内寺子屋の取り組みを行い，学習習慣を根付かせる目的で，1年生には週1回以上の参加を義務づけている。	
	資料3-2-7-(2)-02_生活支援・学習支援の内容がわかる資料（日課表）		再掲
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-01_津山高専 HP 入寮状況	令和3年4月1日現在の入寮状況	
		https://www.tsuyama-ct.ac.jp/hokushinryouVer4/nyuuryou.html	
	◇勉学の場としての活用実績がわかる資料		

	資料3-2-7-(4)-02 寮生寺子屋	令和2年度の寮生寺子屋については新型コロナウイルス感染症のため例年通り開催できなかったため、平成31年度の実施要領を掲載。（参加人数は実施要項に記載。）	
(5) 管理・運営体制を整備しているか。	◇学生寮の管理規程等の資料	教員を中心とした組織である寮務委員会と、事務員の組織である寮務係を組織して管理・運営にあたっている。また、寮生保護者による北辰寮後援会を組織し、寮運営に協力いただいたり、助言をいただいたりしている。	
■ 整備している	資料3-2-7-(5)-01 寄宿舎規則		
	資料3-2-7-(5)-02 寮務委員会規程		
	資料3-2-7-(5)-03 寮の運営体制		
3-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準3

優れた点

タイ政府奨学金留学生事業の受入校として、2019年度から毎年2名の1年生を受け入れており、現在6名の学生が在籍している。受け入れにあたっては、国際交流センター内に専門部会を設置し、特命教員を中心に学習及び生活面において必要なサポートを行うとともに、学内の国際化を促進するため、留学生と日本人学生の交流活動を積極的に行っている。また、2021年度には第4ブロックの拠点校として指定され、今後第4ブロックにおける外国人留学生への日本語教育の充実に向けて拠点校として取り組んでいく予定である。

	基準3 優れた点_タイ政府奨学金留学生事業		
	基準3 優れた点_グローバルエンジニア育成事業		

改善を要する点

基準4 財務基盤及び管理運営

評価の視点 4－1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。 また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。			
観点4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。			
【留意点】 ○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものかなどについて分析すること。			
関係法令（設）第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表		
	資料4-1-1-(1)-01 平成28年度-令和2年度貸借対照表	長期未払金は教育研究活動を円滑に行うための、教育用電算機等のリース料である。 臨時損失は施設の改修等により発生したものが金額の95%以上を占めており、その他の臨時損失はわずかである。 財務諸表及び上記のことより、安定した教育研究活動を行える財務基盤を有していると考ええる。	
	資料4-1-1-(1)-02 平成28年度-令和2年度損益計算書		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-03 平成28年度-令和2年度長期未払金内訳		
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-04 平成28年度-令和2年度その他の臨時利益内訳		
	資料4-1-1-(1)-05 平成28年度-令和2年度その他の臨時損失内訳		
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	◇その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(2)-01 校地、校舎等の保有状況	資料のとおり、安定した教育研究活動ができるよう校地、校舎等を保有している。	
(3) 過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。	◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況		

■ 確保している	資料4-1-1-(3)-01_平成28年度-令和2年度運営費交付金等経常収入一覧	資料のとおり、経常的な収入を安定的に得ている。	
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
(4) 過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ■ 支出超過となっていない	◇過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		
	資料4-1-1-(1)-02_平成28年度-令和2年度損益計算書		再掲
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
	資料4-1-1-(4)-01_平成28年度-令和2年度利益分析推移表	令和元年度・令和2年度で支出超過している要因は、資料4-1-1-(4)-01「年度別利益分析推移表」で示した、自己収入固定資産の減価償却費及び前年度以前に支出した前払費用を費用化した影響によるものである。	
観点4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。 【留意点】なし。 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■ 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
	資料2-4-1-(1)-01_企画会議規程		再掲
	資料4-1-2-(1)-01_運営会議規程		
	資料4-1-2-(1)-02_令和2年度第2回運営会議議事要旨・資料（非公表）		
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-02_令和2年度第2回運営会議議事要旨・資料（非公表）		再掲
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(1)-02_令和2年度第2回運営会議議事要旨・資料（非公表）		再掲
	資料4-1-2-(2)-01_令和2年度当初予算配分について（メール通知）	予算配分方針については、運営会議資料として校内共有サーバに掲載されており、運営会議で承認された時点で議事と共に明示されている。	

観点4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。

【留意点】

- 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。
- 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。
- 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。

関係法令 （設）第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■ 行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料4-1-2-(1)-02_令和2年度第2回運営会議議事要旨・資料（非公表）		再掲
	資料4-1-3-(1)-01_令和3年度第2回運営会議議事要旨・資料（非公表）	運営会議において、予算配分方針及び当初予算配分について審議しており、適切な配分を行っている。また、前年度の予算配分実績及び執行額について、合わせて報告している。	
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料4-1-3-(1)-02_令和2年度校長裁量経費の配分方針及び申請について・配分決定について	校長裁量経費の配分方針を示し、応募内容を精査し、適切に配分を行っている。配分が決定した事項については、校内へ周知している。	
	◇予算関連規程等		
	資料2-4-1-(1)-01_企画会議規程	予算配分方針及び当初予算について、校長、副校長、校長補佐、国際交流センター長、事務部長から構成される企画会議において審議された後、企画会議構成員に各系長・各施設長等を加えた運営会議において審議し決定している。 予算配分方針において、追加予算配分があった場合は、事項が指定されている場合を除き、企画会議の議を経て校長が予算配分内容を決定することとしている。	再掲
	資料4-1-2-(1)-01_運営会議規程		再掲
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料4-1-2-(1)-02_令和2年度第2回運営会議議事要旨・資料（非公表）		再掲
	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		

	資料4-1-3-(1)-03_キャンパスマスタープラン		
	資料4-1-3-(1)-04_令和2年度津山設備整備マスタープラン		
(2) 資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。 資料4-1-3-(2)-01_令和2年度第4回企画会議議事要旨・資料（非公表） 資料4-1-2-(1)-02_令和2年度第2回運営会議議事要旨・資料（非公表） 予算配分方針及び当初予算について、校長、副校長、校長補佐、国際交流センター長、事務部長から構成される企画会議において審議された後、企画会議構成員に各系長・各施設長等を加えた運営会議において審議し決定している。 予算配分方針において、追加予算配分があった場合は、事項が指定されている場合を除き、企画会議の議を経て校長が予算配分内容を決定することとしている。 以上のことから、方針と計画が整合性を有しており、適切な決定プロセスを経ていると判断できる。		
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 資料4-1-2-(1)-02_令和2年度第2回運営会議議事要旨・資料（非公表） 資料4-1-2-(2)-01_令和2年度当初予算配分について（メール通知） 	予算配分方針や当初予算の審議状況及び資料を校内共有サーバに保存し周知しているほか、予算配分表を校内グループウェアに保存しメールで通知している。	再掲 再掲
観点4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。 【留意点】 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。			
関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。	◇作成・公表状況がわかる資料		

■ 作成・公表している	資料4-1-4-(1)-01 令和元年度財務諸表	設置者である高専機構として、財務諸表を作成し公表している。	
	資料4-1-4-(1)-02 平成30年度財務諸表		
	資料4-1-4-(1)-03 平成29年度財務諸表		
	資料4-1-4-(1)-04 平成28年度財務諸表	機構HP	
	資料4-1-4-(1)-05 平成27年度財務諸表	https://www.kosen-k.go.jp/about/release/index.html#zaimu_shohyo	
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ■ 実施している	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		
	資料4-1-4-(2)-01 津山工業高等専門学校会計監査規程	規程に基づき実施している。	
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-02 令和2年度津山工業高等専門学校会計内部監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-03 R2監査報告事項等一覧		
4－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
評価の視点 4－2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			
観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。 【留意点】 ○ 観点2－1－③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2－1－③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。			
関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第3条の3、第10条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-01 企画会議規程		再掲
	資料4-1-2-(1)-01 運営会議規程		再掲
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）		
	資料1-1-1-(1)-04 委員会等組織図		再掲
	資料4-2-1-(2)-01 学則・規定一覧		
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01 津山工業高等専門学校学則	第8条及び第9条	再掲
	資料4-2-1-(3)-01 内部組織規程		
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01 津山工業高等専門学校学則	第10条	再掲
	資料2-4-2-(1)-02 事務組織規程・事務分掌規程		再掲
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規程等、教員と事務職員が構成員として構成されている合議体がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-01 企画会議規程	企画会議と運営会議の構成員には事務部長が入ってること。また、企画会議と運営会議には、陪席として総務課長、学生課長、総務課課長補佐（総務担当・財務担当・企画・連携担当）、学生課課長補佐が出席しており必要な連携体制を確保している。	再掲
	資料4-1-2-(1)-01 運営会議規程		再掲
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事録等。）		
	資料4-2-1-(6)-01_令和2年度企画会議議事要旨（非公表）		
	資料4-2-1-(6)-02_令和2年度運営会議議事要旨（非公表）		

観点4－2－② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(1)-01 危機管理規程		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している	◇危機管理マニュアル等の資料		
	資料4-2-2-(2)-01_危機管理マニュアル(本編) R2.10（改訂）		
	資料4-2-2-(2)-02_危機管理マニュアル（別紙） R2.10（改訂）		
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(3)-01 消防訓練等		
観点4－2－③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。			
【留意点】			
○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるかなどについて、分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■ 行っている	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
	資料4-2-3-(1)-01 共同研究・受託研究・寄附金	外部向けにホームページで手続等をイメージ図と共に説明。	
	資料4-2-3-(1)-02 共同研究・受託研究・寄附金各規程	上記の取扱規程で、定義や受入基準等を規定している。	

	資料4-2-3-(1)-03 各財団の助成情報一覧表等	教員へ助成金等の周知並びにコーディネーターによる斡旋を行い、採択への可能性を探る。	
	資料4-2-3-(1)-04 外部資金内訳表	過去 5 年間の外部資金内訳を示す。	
	資料4-2-3-(1)-05 科研費説明会	科研費の申請の際に気をつけておくこと等の説明会を行い、科研費を申請しやすい環境にしている。	
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
■ 整備されている	資料4-2-3-(2)-01 公的研究費等の取扱いに関する規則	この規則に伴い公的研究費を適正に管理するシステムを構築している。	
	資料4-2-3-(2)-02 国立高等専門学校機構における公的研究費等の運営・管理体制	公的研究費等の取扱いに関する規則において、本校を含め高専機構の責任において管理すべき経費は、その運営及び管理について最終的な責任を負う者として、理事長を最高管理責任者としている。また公的研究費等の運営及び管理について、実質的な責任と権限を持つ者として本校校長をコンプライアンス責任者とする。また、コンプライアンス責任者の指示を受け、各組織の予算を管理するコンプライアンス副責任者が定められ、公的研究費を適正に管理する体制を整備している。	
	資料4-2-3-(2)-03 コンプライアンス推進副責任者の任命		
観点 4－2－④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。 【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。 ○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。 ○ 財務的資源については、観点 4－2－③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。 ○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。） ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。） ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料 ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料 ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料 ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。	◇活用状況がわかる資料		
■ 活用している	資料4-2-4-(1)-01 津山高専技術交流プラザ規約	地域産業界等との交流を深め津山高専の教育研究の振興を図っている。	
	資料4-2-4-(1)-02 先端技術特別講義（技術者倫理後援会・ボランティアレクチャー）	津山高専技術交流プラザ事務局を通じて、会員企業へ講師派遣を依頼し実施している。	

	資料4-2-4-(1)-03 津山高専卒業研究・特別研究テーマ募集	津山高専技術交流プラザ事務局を通じて、会員企業へ卒業・特別研究（企業内課題）テーマを募集し、地域との連携の強化を図っている。	
	資料4-2-4-(1)-04 2019年度つやまイノベーションセンター活動報告実績報告	マッチング作業を行い、研究活動を行ったことを示す。	
	資料4-2-4-(1)-05 協定書・交流（タイ・中国）	協定先との国際交流（学生交流）を実施している。	
	資料4-2-4-(1)-06 交流実績（タイ・中国）		

観点4－2－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

【留意点】

○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点2－4－③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。

○ SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令（設）第10条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。	◇規程等の資料		
■ 実施している	資料2-4-1-(1)-01 企画会議規程	第2条(5)	再掲
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料4-2-5-(1)-01_令和2年度コンプライアンス研修資料	本校では組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるように、毎年、コンプライアンス研修を全教職員に行っており、研修資料の作成や講師を各係の職員に任せることで、職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）の一つとしている。なお、主な内容としては、予算の執行及び出張等に伴う会計上の不正防止やハラスメント防止の啓発を行っている。	
	資料4-2-5-(1)-02_令和2年度コンプライアンス研修（実施状況）	令和2年度 パワーハラスメントへの対応 公的研究費の不正使用 研究活動における不正行為	

4－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

評価の視点

4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点 4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【留意点】

○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。

関係法令 （施）第165条の2、（施）第172条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（複数チェック■可） ■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 ■ 教育研究上の基本組織 ■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ■ 授業料、入学科料その他の高等専門学校が徴収する費用 ■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
	資料4-3-1-(1)-01_様式2-5_ウェブサイト掲載項目チェック表		
	◇【様式2－5】ウェブサイト掲載項目チェック表		
	資料4-3-1-(1)-01_様式2-5_ウェブサイト掲載項目チェック表		再掲

4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準 4

優れた点

改善を要する点

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点

5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。

観点 5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

【留意点】

○ 観点 1-2-②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。

関係法令（設）第15条、第16条、第17条、第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
■ 配置している	資料5-1-1-(1)-01 教育課程表		
	資料5-1-1-(1)-02 教育課程系統図（H28年度入学）総合理工学科	教育課程系統図にある①～⑦は、カリキュラム・ポリシーの①【人間力】②【基礎学力】③【専門性】④【融合力】⑤【国際性】⑥【行動力】⑦【自己表現力】に対応しており、カリキュラム・ポリシーを踏まえた適切な授業科目の体系になっている。	
	資料5-1-1-(1)-03 教育課程系統図（R03年度入学）総合理工学科		
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。	◇配慮していることがわかる資料		
■ 配慮している	資料5-1-1-(2)-01 教養教育推進室規程	教養教育推進室を設置し、定期的に教養教育推進室会議を開催し、教養教育全般のあり方を考え、その推進を図っている。	
	資料5-1-1-(2)-02_教養教育推進室会議事録（非公表）		
(3) 進級に関する規程を整備しているか。	◇進級に関する規程の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料5-1-1-(3)-01 学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程	第14条、第15条	
(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
■ 確保している	資料5-1-1-(4)-01 授業日程表		

(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(5)-01 主な特別活動の行事予定表		
	資料5-1-1-(5)-02 特別活動シラバス	シラバスにあるように第1学年から第3学年までの各学年30単位時間計90単位時間以上実施する。	
観点5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。 【留意点】 ○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。			
関係法令（設）第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（複数チェック■可）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
□ 他学科の授業科目の履修を認定			
■ インターンシップによる単位認定	資料5-1-2-(1)-01 学外実習実施規程	学外実習実施規程第9条に伴い単位認定を行っている。	
□ 専攻科課程教育との連携			
■ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成	資料5-1-2-(1)-02 英語Ⅰシラバス	英語の授業およびグローバルな人材教育事業における英語での専門授業を実施している。	
	資料5-1-2-(1)-03_英語による専門授業（非公表）		
□ 資格取得に関する教育			
■ 他の高等教育機関との単位互換制度	資料5-1-2-(1)-04_長岡技科大協定書（非公表）	長岡技術科学大学とeラーニング高等教育連携に係る遠隔教育による単位互換制度	
	資料5-1-2-(1)-05_美作大協定書（非公表）	美作大学の授業科目の履修及び単位を取得することによる単位互換制度	
■ 個別の授業科目内での工夫	資料5-1-2-(1)-06 授業科目内での工夫	本校の先進教育授業実践賞を受賞した授業科目内での工夫がある	
■ 最先端の技術に関する教育	資料5-1-2-(1)-07 最先端の技術に関する教育（卒業研究）	卒業研究では、科学・技術の知識及び情報を活用し問題を的確にとらえる必要があり、技術動向を把握するための最先端の技術に関する教育が行われる。	
■ その他			

	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料5-1-2-(1)-08 医療福祉推薦プログラム		
	資料5-1-2-(1)-09 地域イノベーション推進プログラム		
	教育課程で医療福祉推進プログラムや地域イノベーション推進プログラムを設定し、医療・福祉などの多分野に渡る人間理解や実践行動、地域文化の歴史的かつ社会的背景を理解する授業を実施している。		
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
■ 適切に取り扱っている	資料2-1-1-(1)-01 津山工業高等専門学校学則	第15条の3	再掲
観点5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。			
【留意点】			
○ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。			
○ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。			
○ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。			
(注) PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等）		
■ 行っている	資料5-1-3-(1)-01 全系横断演習Ⅰシラバス	融合科目である全系横断演習Ⅰ・Ⅱ（全系で3・4年次に開講）では、学生と教員が自身の専門分野にとらわれずにプロジェクトチームを作って演習を行っている。	
	資料5-1-3-(1)-02 全系横断演習Ⅱシラバス		
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-03_全系横断演習テーマ・配属（非公表）		
	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(1)-04 デザコン・ブレデザコン出場（HP）		
	資料5-1-3-(1)-05 レゴロボコン参加（HP）		
	資料5-1-3-(1)-06 出前授業（HP）		
	資料5-1-3-(1)-07 実験教室（HP）		
	資料5-1-3-(1)-08 高校生科学技術コンテスト（HP）		

	資料5-1-3-(1)-09 コミュニティFMの番組制作 (HP)		
	資料5-1-3-(1)-10 公開講座 (HP)		
	創造力を育む教育として特筆すべきものに、3・4年次の全系横断演習Ⅰ・Ⅱ（融合科目、計8単位）がある。全系横断演習では、学生と教員が自身の専門分野にとらわれずにプロジェクトチームを作り、様々な知識や経験を融合して演習を行っている。演習テーマは多岐にわたり、理工学に関するものだけでなく、人文・社会・スポーツ科学に関するものもある。演習の成果をもって、全国高専デザコンやレゴロボコン（SMART）等に挑戦しており、優秀な成績を収めてきた。また演習の一環として、出前授業や実験教室、公開講座を実施しているテーマや、コミュニティFMの番組制作を行っているテーマもあり、学生の創造力を育むだけでなく、地域貢献にもつながっている。		
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの中での具体的な工夫内容等。）		
	資料5-1-3-(2)-01 学外実習 A（S系）シラバス		
	資料5-1-3-(2)-02 学外実習 B（S系）シラバス		
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-2-(1)-01 学外実習実施規程		再掲
	資料5-1-3-(2)-03 R01インターンシップ実績		
	資料5-1-3-(2)-04 ベトナム海外インターンシップ (HP)		
	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(2)-05 海外インターンシップに参加して		
	資料5-1-3-(2)-06 学外実習の報告会		
	実践力を育む教育としては、4・5年次の学外実習が挙げられる。終了後には報告会を実施しており、実習による成果の共有が行われている。中でも海外企業インターンシップに参加した学生は、自身の経験を積極的に後輩に伝え、本校のグローバル人材育成の一翼を担っている。		

5-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

課外活動の一つである数学クラブの特徴及び実績

津山高専数学クラブは、授業以外で数学をより楽しみたい学生が集まり、数学の面白さを研究する活動を行っている。

成果としては、毎年、朝日新聞社主催の高校生・高専生科学技術チャレンジ（JSEC）の最終選考会に出場している点がある。

2006年から出場し始めて、現在まで最終選考会に13度の最多出場を記録している。

その中で2006年度はグランドアワード優秀賞を受賞し、2007年のアメリカ大会であるISEFにサイエンスレポーターとして派遣、中国昆明での科学の祭典で招待講演を行った。

2012年は朝日新聞社賞を受賞し、2013年のISEFに数学部門で出場した。

また、2011年からスタートした文部科学省主催のサイエンス・インカレにおいても、2013年から出場し始めて、現在まで最終選考会に8度の出場を果たしている。

2015年は、サイエンス・インカレ・アンバサダー賞を受賞、2016年は、サイエンス・インカレ・コンソーシアム・DERUKUI賞を受賞した。

2019年度は4件の研究を投稿し、4件全て最終選考会への切符を手にしたがコロナ禍で中止となった。また、日本数学教育学会の高専・大学論文誌においては、本数学クラブの活動が評価され、これまで数学クラブの学生たちによる数学研究論文集が、特別企画「高専生生の数学研究」として2013年度から6度掲載された。

数学クラブの著書として「11からはじまる数学ーKパスカル三角形、Kフィボナッチ数列、超黄金比」（東京図書）を2008年に出版している。

数学クラブのHP：https://www.tsuyama-ct.ac.jp/matsuda/mathclub.html

[5-1 特記事項_数学クラブの特徴及び実績](#)

評価の視点

5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

なし。

関係法令（設）第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
■ 採用されている	資料5-2-1-(1)-01 Webシラバス授業マスタ		
	資料5-2-1-(1)-02 授業形態バランス		

	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 資料5-2-1-(1)-02 授業形態バランスに示すように、各系に多少のばらつきはあるが、構成割合は講義74～75%、演習8～10%、実技4～5%、実験7～10%、実習3～4%である。講義形態を取る科目でも、授業には演習や実験が多く取り入れられており、全ての講義形態において、実践力や創造力の育成に力が入れられている。また、総合理工学科及び各系のカリキュラム・ポリシーに則った授業科目が各学年にバランス良く配置されており、学習教育目標に掲げる「科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者の養成」を行う上で最適な授業形態が採用されている。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可） ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 □ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 ■ 基礎学力不足の学生に対する配慮 □ 一般科目と専門科目との連携 □ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料5-2-1-(2)-01_ブレ教材コンテンツコンテスト（非公表）		
	資料5-2-1-(2)-02 少人数教育（機械システム工学実験シラバス）		
	資料5-2-1-(2)-03 対話・討論型授業（卒業研究シラバス）		
	資料5-2-1-(2)-04 情報機器の活用（BYOD新入生PC設定の流れ）	BYODノートパソコンを導入している。	
	資料5-2-1-(2)-05 基礎学力不足の学生に対する配慮（担任の手引き）	担任と総合支援センターおよび該当学生間での相談の上支援している。	
	資料5-2-1-(2)-06 総合理工演習（シラバス）	2年生「総合理工演習」は基礎学力・基礎知識に重点をおいた授業科目である。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
観点5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。 【留意点】 なし。			
関係法令（設）第17条、第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（複数チェック■可） ■ 授業科目名 ■ 単位数 ■ 授業形態 ■ 対象学年	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		
	資料5-2-2-(1)-01 シラバス（例）	全国の高専で、WEBシラバスシステムを導入し、本校でもシラバスを作成し、WEBにて、校内外の誰でもシラバスを確認できるようにしている。	
	資料5-2-2-(1)-02 シラバス作成要領		
	資料5-2-2-(1)-03 シラバス原稿の自己点検票		

☒ 担当教員名 ☒ 教育目標等との関係 ☒ 達成目標 ☒ 教育方法 ☒ 教育内容（1 授業時間ごとに記載） ☒ 成績評価方法・基準 ☒ 事前に行う準備学習 ☒ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示 ☒ 教科書・参考文献 ☐ その他			
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ☒ 改善を行っている	◇活用状況がわかる資料		
	資料5-2-2-(2)-01_授業の実施に関するアンケート（教員対象）（非公表）		
	資料5-2-2-(2)-02 シラバス・成績評価等の規程の認知度に関するアンケート集計結果		
	資料1-1-3-(1)-02_授業評価アンケート（非公表）		再掲
	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。		
	シラバスの活用状況については、教員及び学生にアンケート調査を実施して把握している。その結果をもとに、教員にシラバスの活用について周知徹底を行っている他、学生がWebシラバスにアクセスしやすいように、教室内にQRコードを掲示するといった取り組みを行っている。また、授業評価アンケートにも、「この授業はシラバス（授業計画や時間数）に沿って行われていましたか。」という項目があり、各教員がシラバスを活用しながら授業改善を行えるシステムができています。		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では 1 単位当たり 30 時間を確保しているか。 ☒ 確保している	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）		
	資料5-2-2-(3)-01 令和3年度授業日程表		
(4) (3)の30単位時間授業では、1 単位時間を50分としているか。 ☒ 1 単位時間 = 50分 で規定・運用	◆1 単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料5-2-2-(4)-01 授業時間表（シラバス）		

	1 単位の科目とは、50分授業が年間30回行われる科目で、2時間連続して授業を行う場合は90分授業を2単位時間として扱っている。 90分授業では、出欠確認や前回の授業を振り返る時間等が短縮されるため、50分授業2回相当の内容が実施できている。したがって、90分授業が年間15回行われる場合も1単位の科目としてみなしている。		
(5) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 ■ 明示している	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料 資料5-2-2-(5)-01 シラバス例(情報システム) 資料5-2-2-(5)-02 教育課程表		
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 (複数チェック■可) ■ 授業外学習の必要性の周知 ■ 事前学習の徹底 ■ 事後展開学習の徹底 ■ 授業外学習の時間の把握 □ その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料 資料5-2-2-(5)-01 シラバス例(情報システム) 資料5-2-2-(6)-01 シラバス例(発電工学) 資料1-1-3-(1)-02_授業評価アンケート（非公表） ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。	シラバスに記載：授業外学習の必要性の周知、事前学習の徹底 シラバスに記載：授業時間外の学習について記載があり、事前学習及び事後展開学習について、シラバス及び口頭で指示している。 授業評価アンケートで授業外学習の時間を把握している。	再掲 再掲
5－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点 5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 【留意点】 なし。			
関係法令（設）第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料5-1-1-(3)-01 学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程		再掲
	資料5-3-1-(1)-01 令和2年度成績報告に関する申し合わせ		
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料5-3-1-(2)-01_令和2年度第9回教員会議議事要旨（卒業・進級判定会議）（非公表）		
	資料5-3-1-(2)-02_令和2年度第10回教員会議議事要旨（進級判定会議）（非公表）		
	資料5-3-1-(2)-03_令和2年度第10回教員会議議事資料（成績資料（一部抜粋・加工）（非公表）		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料5-3-1-(3)-01 成績資料保管要領	成績資料として、授業時間以外の学修内容について記載してあるシラバスと共に、授業時間以外の学修として行った課題レポートや、その学修の成果をチェックした小テスト等のデータを保管することになっている。成績資料は、教務委員会ならびに教育システム点検委員会でチェックを行っており、学校として授業時間以外の学修について把握している。	
	資料5-3-1-(3)-02 成績資料チェックシート		
	資料5-2-2-(6)-01 シラバス例(発電工学)	授業時間外の学習成果の一つであるレポートの提出状況をもって把握する。	再掲

(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程	学生生活ガイドブックに記載している。	再掲
	資料5-3-1-(4)-01 学生生活ガイドブック（抜粋）		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料5-2-2-(2)-02 シラバス・成績評価等の規程の認知度に関するアンケート集計結果	アンケートを実施した。	再掲
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(6)-01 学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程の運用に関する内規	学生生活ガイドブックに記載している。	
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(1)-01 令和2年度成績報告に関する申し合わせ	前期末試験及び後期末試験の答案返却時に、その時点での成績と累計欠課時数を学生に提示することになっており、各教員は間違いがあればすぐに申し出るように、口頭で学生に連絡している。現在、意見申し立ての期間に関する規定はないが、学年の最終成績を通知した後の意見申し立てにも、迅速かつ柔軟に対応している。	再掲
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 ☐ GPAの進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他			
	資料5-3-1-(8)-01 (例)R02成績資料確認表(先進科学系)	教員は成績資料を成績保管庫へ保管している。その後、教務委員会および教育システム点検委員会により前期末および年度末に成績資料の確認を行っている。	
		答案を電子データで保存することと返却を連絡している。	
	資料5-3-1-(8)-02 複数年次にわたる同一試験問題の確認	教育システム点検委員会による成績資料の確認の際のチェックと教務主事のメールにより定期試験の問題作成時の留意点として注意喚起を行った。	
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		

	教員は成績資料を成績保管庫へ保管している。その後、教務委員会および教育システム点検委員会により前期末および年度末に成績資料の確認を行っている。その結果はチェックシート資料にまとめている。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		
観点 5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （法）第117条 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01 津山工業高等専門学校学則	第2条	再掲
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-1-1-(3)-01 学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程		再掲
	資料5-3-1-(6)-01 学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程の運用に関する内規	観点1－2－②のとおりディプロマ・ポリシーと整合性のとれたカリキュラム・ポリシーに沿った授業の単位を規程や内規に基づき修得することを卒業認定基準として定めている。	再掲
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-1-(2)-01_令和2年度第9回教員会議議事要旨（卒業・進級判定会議）（非公表）		再掲

(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
■ 周知している	資料5-1-1-(3)-01 学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程		再掲
	資料5-3-1-(4)-01 学生生活ガイドブック（抜粋）		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
■ 把握している	資料5-2-2-(2)-02 シラバス・成績評価等の規程の認知度に関するアンケート集計結果	アンケートを実施した。	再掲
5－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準 5

優れた点

■全系横断演習の成果

融合科目である全系横断演習Ⅰ・Ⅱ（全系で3・4年次に開講）では、学生と教員が自身の専門分野にとらわれずにプロジェクトチームを作って演習を行っており、デザコンや電気工学教材コンテストでの入賞といった成果を上げている。また、観点5-1-3のとおり出前授業や実験教室の実施、コミュニティFMの番組制作など、演習を通じた学生の活動が地域貢献にも繋がっている。

○HP「特色ある教育プロジェクト」 全系横断演習Ⅰ・Ⅱにおける分野横断的能力の育成 <https://www.tsuyama-ct.ac.jp/imgVer4/tokusyoku/kyoiku/all20200424.pdf>

○2020年度

「第17回全国高等専門学校デザインコンペティション」（「津山高専だより」第81号 P7） https://www.tsuyama-ct.ac.jp/imgVer4/gaiyou/dayori/dayori_81.pdf

パワーアカデミー主催の第3回電気工学教材コンテストにおいて優秀賞を受賞しました <https://www.tsuyama-ct.ac.jp/oshiraseVer4/news/news2020.html>

9月18日に4年生が岡山県主催のセミナーで全系横断演習の取組を紹介しました https://www.tsuyama-ct.ac.jp/oshiraseVer4/dekigoto/dekigoto202009.html#20200918_2

2月16日に朝日塾小学校で「炎の化学実験ショー」が開催されました https://www.tsuyama-ct.ac.jp/oshiraseVer4/dekigoto/dekigoto202102.html#20210216_4

○2019年度

パワーアカデミー主催の第2回電気工学教材コンテストにおいて2作品が優秀賞を受賞しました、全国高専デザコン・ブレデザコン部門で最優秀賞と特別賞を受賞しました <https://www.tsuyama-ct.ac.jp/oshiraseVer4/news/news2019.html>

12月11日に津山市役所で開催された「第3回官民データ活用推進報告会」において学生が発表を行いました <https://www.tsuyama-ct.ac.jp/oshiraseVer4/dekigoto/dekigoto201912.html>

○2018年度

SMART2018において部門1位から3位まで独占し連覇を達成しました <https://www.tsuyama-ct.ac.jp/oshiraseVer4/news/news2018.html>

■チャレンジゼミナール基礎の成果

チャレンジゼミナール基礎は、先進科学系の第2学年で開講されている科目である。学生が興味あるテーマを見つけることを目的とし、自然科学、スポーツ科学、人文・社会科学の幅広いトピックスを紹介している。また、学生が自ら選んだテーマについて研究を行うことを推奨しており、それに対する助言や指導を通して、学生の探究力や創造力を養成している。チャレンジゼミナール基礎で取り組んだ研究テーマで学会発表を行う学生、さらにはその内容を発展させて、JSEC（高校生科学技術チャレンジ）、ISEF（国際学生科学技術フェア）に参加する学生も出ている。

到達目標

（1）毎回の授業に熱心に耳を傾け、授業内容を十分に理解すること。

長期休暇中に取り組む課題レポートについて

（2）自らが選んだ実験／調査研究の目的を明確に示すことができること。

（3）適切な実験計画を立てることができること。

（4）得られた実験データを的確に分析し考察できることである。

○2月26日に逆シャボン玉の研究発表で「集まれ！科学への挑戦者」奨励賞を受賞した2年生が校長に報告しました

<https://www.tsuyama-ct.ac.jp/oshiraseVer4/dekigoto/dekigoto202002.html>

○JSEC2020（第18回高校生・高専生科学技術チャレンジ）においてJFEスチール賞を受賞

<https://www.tsuyama-ct.ac.jp/oshiraseVer4/news/news2020.html#20210317>

○5月5日に本科4年生がISEF2021（国際学生科学技術フェア2021）に参加しました

<https://www.tsuyama-ct.ac.jp/oshiraseVer4/dekigoto/dekigoto202105.html#20210505>

[基準5 優れた点 全系横断演習の成果](#)

[基準5 優れた点 チャレンジゼミナール基礎の成果](#)

改善を要する点

基準6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点

6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

【留意点】

○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。

関係法令（設）第3条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01_学生募集要項		
	資料6-1-1-(1)-02_面接評価表（面接要領）（非公表）		
	資料6-1-1-(1)-03_推薦入試判定資料（非公表）		
	資料6-1-1-(1)-04_入学試験委員会議事要旨（非公表）		

観点6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料1-3-1-(1)-02_教務委員会規程	第2条(5)	再掲
	資料6-1-2-(1)-01_入試のあり方検討WG内規	令和2年度第6回運営会議において、入試のあり方に関する検討ワーキンググループを設置した。	

	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料1-3-1-(1)-02_教務委員会規程	第2条(5)	再掲
	資料6-1-2-(1)-02_令和2年度第13回教務委員会議事要旨（非公表）	教務委員会において、毎年一年生の推薦・学力入学別に、成績の追跡調査を実施している。	
	資料6-1-2-(1)-03_令和2年度第13回教務委員会議資料（非公表）		
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。	◇検証を行っていることがわかる資料		
■ 行っている	資料6-1-2-(2)-01_入学動機アンケート集計（非公表）	教務委員会において、入学動機アンケートや、目標記録簿の高専志望理由（自分に合ったアドミッション・ポリシーの番号も記載）から、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受け入れられているか確認している。また、1年生の成績を追跡した結果から、(1)に示した体制の下、入学者がアドミッション・ポリシーに沿っているかを検証している。	
	資料5-3-1-(2)-01_令和2年度第9回教員会議議事要旨（卒業・進級判定会議）（非公表）	1年生の成績を追跡している。	再掲
	資料1-1-3-(1)-03_目標記録簿（非公表）		再掲
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
■ 改善に役立てている	資料6-1-2-(3)-01_入試のあり方検討会議議事要旨（非公表）		
	教務委員会において、入学動機アンケート結果や1年生の成績追跡調査結果について検証し、問題点等があれば入学試験委員会に提言することによって、入学者選抜の改善に役立てている。また、入学試験委員会に「入試のあり方検討会議WG」を立ち上げ、高専選択のミスマッチを防ぐ方法の検討を行っている。		
観点6－1－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。 【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。			
関係法令（設）第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年3月31日文部科学省告示第45号）			

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。 ■ 定めている	◇学則の該当箇所		
	資料2-1-1-(1)-01 津山工業高等専門学校学則	第7条の2	再掲
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-02 入学試験委員会規程	第2条(5)	再掲
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【様式2－2】平均入学定員充足率計算表		
	資料6-1-3-(3)-01_様式2-2_平均入学定員充足率計算表		
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		

6－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準 6

優れた点

改善を要する点

基準7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点

7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。

観点7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01_学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程		再掲
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料5-3-1-(2)-01_令和2年度第9回教員会議議事要旨（卒業・進級判定会議）（非公表）	卒業判定会議	再掲
	資料1-1-3-(1)-03_目標記録簿（非公表）	各学年毎に目標記録簿を記入・提出させている。	再掲
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(3)-01_様式2-4_卒業生進路実績表		

		◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
		観点1-2-②のとおりディプロマ・ポリシーと整合性のとれたカリキュラム・ポリシーに沿った授業の単位を取得し、本校で規定する各学年の課程修了または卒業の要件を満足しており、卒業生のほぼ全学生は学んだ専門を活用または伸ばすために企業への就職および大学へ編入している。これらより、学習・教育の成果は認められると考える。さらに目標記録簿を用いて、各学生の各学年での目標と達成度等を自己評価していることで、学生も目標を考える手段となっている。		
観点7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点7-1-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。				
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する				
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。		◇体制の整備状況がわかる資料		
■ 整備している		資料1-3-1-(1)-02_教務委員会規程	第2条(11)	再掲
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。		◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
■ 行っている		資料7-1-2-(2)-01_卒業時アンケート集計結果（非公表）	学生が卒業時にアンケートを実施している。	
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。		◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
■ 行っている		資料1-1-3-(2)-02_卒業生アンケートの結果と3つのポリシーについて（非公表）		再掲

(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	資料1-1-3-(2)-02_卒業生アンケートの結果と3つのポリシーについて（非公表）		再掲
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	資料1-1-3-(2)-02_卒業生アンケートの結果と3つのポリシーについて（非公表） ◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 旧学科卒業生へのアンケートではあるが、学んだこと、本校に求めるもの、については、改組後のポリシーに合っていることがわかった。また、改組後の1期生の5年生へのアンケート結果より、ほぼ学習・教育の成果は認められると考える。		再掲
観点7－1－③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 【留意点】なし。			
関係法令 (法)第122条 (施)第178条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式2－4】卒業生進路実績表 資料7-1-1-(3)-01_様式2-4_卒業生進路実績表		再掲
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			

	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	令和2年度卒業の総合理工学科第1期生は、就職率95%、進学率100%である。就職先は、製造業が最も多く、次いで情報通信業となっている。これは改組前の卒業生と同様の傾向であり、学習教育目標に掲げる「科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者の養成」に沿った就職先であると言える。また進学先は、専攻科や大学の工学部、理学部となっている。改組前の卒業生に比べて、理学部への進学数が顕著に増加しているが、これは先進科学系という理学系の専攻を新たに設置したことによるものである。このことから、本校で養成しようとする人材像にかなった成果が得られていると考える。		

7-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準 7

優れた点

改善を要する点

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点 8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 【留意点】 ○ 観点 1-2-⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 特例適用専攻科の認定及び JABEE 認定プログラムの審査結果より、カリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成された適切な教育課程が設計されていること。また、審査された適切な教員によって研究指導が行われていることやディプロマ・ポリシーに基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が行われていることが確認できることから、当該観点の内容を満たしていると判断する。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			
観点 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。 【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） JABEE 認定プログラムによって準学士課程と専攻科課程は一貫した教育課程が構成されていることと、本科卒業後に学士課程に必要な単位を特例適用専攻科においてすべて修得させることで大学改革支援・学位授与機構が定める「修得単位の審査の基準」を満たしていることから、準学士課程の教育との連携や発展等を考慮した教育課程であると判断できる。			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
(リストから選択してください)			
観点 8－1－③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。			
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、 根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） JABEE 認定プログラムの審査結果より、カリキュラム・ポリシーに基づいた講義、演習、実験、実習等の授業形態について、シラバスにより点検され適切に設計されていることやそれぞれの教育内容に応じた学習方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準が示されていることが点検されており、当該観点の内容を満たしていると判断できる。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
(リストから選択してください)			
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可）	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
☐ 教材の工夫			
☐ 少人数教育			
☐ 対話・討論型授業			

☐ フィールド型授業			
☐ 情報機器の活用			
☐ 基礎学力不足の学生に対する配慮			
☐ 一般科目と専門科目との連携			
☐ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点 8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】

☐ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。

☐ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

☒ 満たしていると判断する

(根拠理由欄)

特例適用専攻科の認定を受けていることから、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていると判断できる。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		
(リストから選択してください)			

観点 8－1－⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】

☐ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

☒ 満たしていると判断する

(根拠理由欄)			
JABEE 認定プログラムの基準において、育成しようとする技術者像に照らして「学習・教育到達目標」が定められ、十分に学生に周知されていることが確認されている。また、「学習・教育到達目標」を達成できるようにディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーが策定され、カリキュラム・ポリシーに基づいた成績評価・単位認定基準で適切に運用されていることから、当該観点の内容を満たしていると判断できる。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
(リストから選択してください)			
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
(リストから選択してください)			
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。	◇学校として把握していることがわかる資料		
(リストから選択してください)			
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
(リストから選択してください)			
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇認知状況がわかる資料		
(リストから選択してください)			

(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 (リストから選択してください)	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 (リストから選択してください)	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(複数チェック■可)			
☐ 成績評価の妥当性の事後チェック			
☐ 答案の返却			
☐ 模範解答や採点基準の提示			
☐ G P A の進級判定への利用			
☐ 成績分布のガイドラインの設定			
☐ 複数年にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック			
☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック			
☐ その他			
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点 8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

(根拠理由欄)			
JABEE 認定プログラムの基準において、育成しようとする技術者像に照らして「学習・教育到達目標」が定められ、十分に学生に周知されていることが確認されている。また、「学習・教育到達目標」に基づきディプロマ・ポリシーが策定され適切に修了認定が行われていることから、当該観点の内容を満たしていると判断できる。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
(リストから選択してください)			
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。	◇定めている該当規程や修了認定基準		
(リストから選択してください)			
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。	◇関係する委員会等の会議資料		
(リストから選択してください)			
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
(リストから選択してください)			
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
(リストから選択してください)			

8-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5-1及び5-2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。			
評価の視点 8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。			
観点8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】 ☐ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ☒ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-01_専攻科学生募集要項		
	資料8-2-1-(1)-02_学生募集方針と選抜試験の取扱（非公表）		
観点8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			
【留意点】 なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ☒ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料1-3-1-(1)-03_専攻科運営規程	第4条(1)(ロ)	再掲

	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料1-3-1-(1)-03 専攻科運営規程	第4条(1)(ロ)	再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料8-2-2-(2)-01_専攻科学生アンケート結果（非公表）		
	資料8-2-2-(2)-02_令和3年度第2回専攻科運営委員会議事要旨（非公表）		
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている			
	資料8-2-2-(2)-01_専攻科学生アンケート結果（非公表）		再掲
	資料8-2-2-(2)-02_令和3年度第2回専攻科運営委員会議事要旨（非公表）		再掲
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	専攻科運営委員会において、入学時アンケート結果や入学後の成績について検証し、問題点等があればさらに検討することによって、入学者選抜の改善に役立てている。		
観点8－2－③ 実入学人数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学人数との関係の適正化が図られているか。 【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規程の所掌において定員と実入学人数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所		
	資料2-1-1-(1)-01 津山工業高等専門学校学則	第29条	再掲

(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料1-3-1-(1)-03 専攻科運営規程	第4条(1)(4)	再掲
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 超過又は不足がある	◇【様式2-2】平均入学定員充足率計算表		
	資料6-1-3-(3)-01_様式2-2_平均入学定員充足率計算表		再掲
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	資料8-2-2-(2)-02_令和3年度第2回専攻科運営委員会議事要旨（非公表）		再掲
	資料8-2-3-(4)-01_専攻科生の教育研究環境（非公表）		
	資料8-2-3-(4)-02 専攻科修了状況		
	平均充足率は1.3をわずかに上回っているが、教員数や授業実施状況及び教育施設に問題がないことから教育・研究環境について支障はない。しかし、適正な入学者数へするための議論は始めている。		
8-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
評価の視点			
8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。			
観点8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限内修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-3-1-(1)-03_専攻科運営規程	第4条(6)	再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-3-1-(2)-01_専攻科2年生成績一覧表（非公表）		
	資料8-3-1-(2)-02_令和2年度第10回専攻科運営委員会議事要旨（修了判定）（非公表）		
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(3)-01_様式2-4_卒業生進路実績表		再掲
	資料8-2-3-(4)-02_専攻科修了状況		再掲
■ 認められる	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	観点1－2－⑤のとおりディプロマ・ポリシーと整合性のとれたカリキュラム・ポリシーに沿った授業の単位を取得し、本校で規定する修了要件を満たしており、修了生のほぼ全学生は学んだ専門を活用または伸ばすために企業への就職及び大学院へ進学している。これらより、学習・教育の成果は認められると考える。		

観点 8－3－② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

- (1)の体制の整備が、観点 8－3－①と同じ体制で実施されている場合には観点 8－3－①と同じ資料となる。
- (2)(3)(4)は、観点 1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料1-3-1-(1)-03 専攻科運営規程	第 4 条(6)	再掲
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
■ 行っている	資料8-3-2-(2)-01_令和 2 年度修了時アンケート集計結果（非公表）		
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
■ 行っている	資料8-3-2-(3)-01_津山高専修了生に対するアンケート集計結果（非公表）		

(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料8-3-2-(4)-01_津山高専企業向けアンケート集計結果（非公表）		
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	資料8-2-2-(2)-02_令和3年度第2回専攻科運営委員会議事要旨（非公表） ◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 各種アンケートの分析結果から、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育・研究の成果が認められると考える。		再掲
観点8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） (1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄 ◇【様式2－4】修了者進路実績表 資料7-1-1-(3)-01_様式2-4_卒業生進路実績表	備考	再掲
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			

	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	卒業生進路実績表より、平成28年度～令和2年度の5年間において、就職に関しては平成30年度の80%代を除き4年間は100%の就職率であること、進学に関しては5年間すべて100%の進学率であった。なお、就職および進学先については、校内での進路支援の段階で学生の要望と企業の求める人材や進学先とのマッチングを行っており、本校で学んだ分野に関係するところに進み、本校で養成しようとする人材像にかなった成果が得られていると考える。		

観点8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。	◇学位取得状況がわかる資料		
■ 認められる	資料8-2-3-(4)-02_専攻科修了状況	過去5年間で専攻科修了生は全員学位取得している。	再掲

8－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準8

優れた点			
改善を要する点			